

基準11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点11-1-①： 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。

(観点に係る状況)

本校の教育目的を達成するため、校長及び主事（教務、学生、寮務の3主事）が置かれ、学校教育法第70条の7、学校教育法施行規則第72条3（資料11-1-①-1）及び福島工業高等専門学校学則第9条の規定（資料11-1-①-2）に基づき、その職務、役割が定められている。校務の円滑な運営を図るため、福島工業高等専門学校組織規則（資料11-1-①-3）が制定され、校長直属の下に副校長（教務主事、学生主事、寮務主事、専攻科長）、校長補佐（企画担当、評価担当、地域連携担当）、専攻長、学科長等が配置され、また、事務組織として事務部が組織されている（資料11-1-①-4）。この組織の下に、校長が主宰する企画会と校長の諮問に応じて審議・計画・立案を行う機関として、運営会議、教員会議、専攻科会議及び各種委員会が設置されており、それぞれの役割は委員会等の規則に明確に規定されている（資料11-1-①-6～7）。

各種委員会等からの学校運営に係る案件については、企画会で検討され整理・調整の上、本校の意志決定機関である運営会議の審議を経て、最終的に校長の判断により決定し、教員会議等で周知される体制が採られている。本校では、企画会、運営会議を中心に委員会等が適切に配置されており、校長のリーダーシップの下で効果的に意志決定が行える態勢となっている。

企画会は毎週定例、運営会議、教員会議・専攻科会議は定例で月1回程度開催されるが、緊急課題等がある場合はと臨時に開催することとしている。以下に、企画会等の構成員及び役割等を示す。

企画会は、（資料11-1-①-5）のメンバーで構成され、校長の指示に基づき、本校全体に係る重要事項について企画・立案し、調整する機能を有し、他の委員会も含め調整できる機能を有しており、そのため、校長が全体を把握しながらリーダーシップを発揮できる体制となっている（資料11-1-①-6）。

運営会議は、（資料11-1-①-5）のメンバーで構成され、校長の諮問に応じ、学則等重要な規則の制定・改廃、組織運営、施設等将来構想等に関することなど学校運営に関わる重要事項について審議・調整をする機関として位置づけられており、会議は校長が招集し議長となり運営されている。（資料11-1-①-7）。

教員会議は、（資料11-1-①-5）のメンバーで構成され、校長の諮問に応じ、本校の教育に関する各種事項について審議し、会議は校長が招集し議長となり運営されている。

専攻科会議は、（資料11-1-①-5）のメンバーで構成され、専攻科に関する事項について審議を行い、会議は校長が招集し議長となり運営されている。

資料 11-1-①-1

学校教育法（第 70 条の 7 抜粋）

第70条の7 高等専門学校には、校長、教授、准教授・助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育上の組織編成として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

②高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

④教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

⑤准教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

⑥助教は、専攻分野について、教育上又は実務上の知識及び能力有する者であつて、学生を教授する。

⑦助手は、その所属する組織における教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。

⑧講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

学校教育法施行規則（第 72 条の 3 抜粋）

第72条の3 高等専門学校には、教務主事及び学生主事を置くものとする。

②高等専門学校には、寮務主事を置くことができる。

③教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

④学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）掌理する

⑤寮務主事は、校長の命を受け、寄宿舍における学生の厚生補導に関することを掌理する。

資料 11-1-①-2

福島工業高等専門学校学則（第 9 条抜粋）

第 9 条 本校に教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

2 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

3 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）掌理する

4 寮務主事は、校長の命を受け、寄宿舍における学生の厚生補導に関することを掌理する。

（出典：福島工業高等専門学校規則集）

資料 11－1－①－3

福島工業高等専門学校組織規則

(昭和62年3月7日)

(規則 第11号)

(最終改正 平成19年3月28日規則第9号)

(目的)

第1条 この規則は、福島工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第11条の規定に基づき、本校の組織に関する事項を定め、もって校務の円滑な運営をはかることを目的とする。

(主事)

第2条 主事の職務は、学則第9条第2項から第4項の規定に定めるところによる。

(副校長)

第2条の2 本校に、副校長を置くことができる。

2 副校長は、校長の命により校長の職務を補佐するとともにその一部を処理する。

3 副校長は、教授をもって充て、校長が命ずる。

(校長補佐)

第2条の3 本校に、校長補佐を置くことができる。

2 校長補佐は、校長の命により特定の事項に関することを掌理する。

3 校長補佐は、教授をもって充て、校長が命ずる。

(主事補)

第3条 本校に、次の主事補を置く。

(1) 教務主事補

(2) 学生主事補

(3) 寮務主事補

2 主事補は、主事の職務を助ける。

3 主事補は、教授、准教授又は講師をもって充て、校長が命ずる。

(専攻科長)

第4条 本校専攻科に、専攻科長を置く。

2 専攻科長は、専攻科に関することを掌理する。

3 専攻科長は、教授をもって充て、校長が命ずる。

(専攻長)

第5条 本校専攻科の各専攻に、専攻長を置く。

2 専攻長は、専攻科長の職務を補佐する。

3 専攻長は、その専攻を担当する教員をもって充て、校長が命ずる。

(学科長)

第6条 本校に、次の学科長を置く。

(1) 機械工学科長

(2) 電気工学科長

(3) 物質工学科長

(4) 建設環境工学科長

(5) コミュニケーション情報学科長

(6) 一般教科長

2 学科長は、当該学科の運営及び連絡調整に関し、次の事項をつかさどる。

(1) 学科の教育計画及び実施に関すること。

(2) 学科の所属教員の教育及び研究活動の調整に関すること。

(3) 学科の所属教員の服務に関すること。

(4) 学科の運営に関し必要と認めたこと。

3 学科長は、教授をもって充て、校長が命ずる。

(教科主任)

第7条 一般教科に、次の教科主任を置く。

(1) 国語教科主任

(2) 社会科主任

(3) 数学教科主任

(4) 物理教科主任

(5) 保健・体育教科主任

(6) 英語教科主任

2 教科主任は、一般教科長のもとで当該学科の運営に関し、連絡調整にあたる。

3 教科主任は、教授、准教授又は講師をもって充て、校長が命ずる。

(学年主任)

第8条 本校に、次の学年主任を置く。

2 学年主任は、当該学年の運営に関し、連絡調整を行う。

3 学年主任は、当該学年の学級担任のうちから、校長が命ずる。

(学級担任)

第9条 本校に、次の学級担任を置く。

2 学級担任は、当該学級の運営及び学生の指導にあたる。

3 学級担任は、教授、准教授又は講師のうちから、校長が命ずる。

(図書館)

第10条 本校に、図書館を置く。

2 図書館に関する規則は、別に定める。

(共同利用施設)

第11条 本校に共同利用施設として情報処理教育センターを置く。

2 情報処理教育センターに関する規則は、別に定める。

(地域環境テクノセンター)

第11条の2 本校に、地域環境テクノセンターを置く。

2 地域環境テクノセンターに関する規則は、別に定める。

(技術部)

第11条の3 本校に、技術部を置く。

2 技術部に関する規則は、別に定める。

(会議)

第12条 本校の学則の制定改廃、予算及び概算の方針その他管理運営に関する事項並びに教務、学生の厚生補導に関する事項について、校長の諮問に応ずるため、次の会議を置く。

- (1) 運営会議
- (2) 教員会議
- (3) 専攻科会議

2 会議の組織及び運営等については、別に定める。

(委員会)

第13条 校長の命を受けて、運営に必要な諸問題を審議するため、本校に各種委員会を置く。

2 各種委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(任期)

第14条 任期は、特別に定めるものを除き、原則として1年とする。ただし、第4条から第7条に掲げる任期は、2年とする。

附 則 (昭和62年4月1日規則第11号)

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 福島工業高等専門学校組織規程(昭和41年4月6日規則第10号)は、廃止する。

附 則 (平成6年4月1日規則第2号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年4月1日規則第2号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日規則第2号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日規則第9号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年7月10日規則第2号)

この規則は、平成9年7月10日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日規則第6号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月19日規則第4号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月21日規則第11号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日規則第6号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月1日規則第53号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日規則第14号)

(出典：福島工業高等専門学校規則集)

福島工業高等専門学校組織図

組織

Organization

●教職員数 Number of Staff

区 分 Classification	教職員数 Number of Staff
校 長 President	1
教 授 Professor	29
准 教 授 Associate Professor	23
講 師 Assistant Professor	18
助 教 Research Associate	8
小 計 Subtotal	79
事務系職員 Administrative Staff	47
計 Total	126

平成19年4月1日現在 As of April 1, 2007

●役職員 Executive officials

校 長 President		奈 良 宏 一 NARA Koichi		
副 校 長 Vice-President	教 務 主 事 Academic Affairs	根 岸 嘉 和 NEGISHI Yoshikazu	情報処理教育センター長 Head of Information Processing Education Center	大 槻 正 伸 OTSUKI Masanobu
	学 生 主 事 Student Affairs	根 本 信 行 NEMOTO Nobuyuki	地域環境テクノセンター長 Director of Center for Environmental Technology and Community Liaison	伊 藤 正 義 ITO Masayoshi
	寮 務 主 事 Dormitory Affairs	山ノ内 正 司 YAMANOUCHI Masaji	事務部長 Director of Administration Bureau	細 川 勉 HOSOKAWA Tsutomu
	専 攻 科 長 Director of Advanced Courses Program	佐 東 信 司 SATO Shinji	総務課長 Head of General Affairs	木 橋 せつ子 MOTOHASHI Setsuko
校長補佐 Presidential Advisor	企 画 担 当 General Planning	佐 東 信 司 SATO Shinji	課長補佐(総務担当) Assistant Head (Administration Charge)	遠 藤 宗 明 ENDO Muneaki
	評 価 担 当 External Assessment	渡 辺 博 WATANABE Hiroshi	課長補佐(財務担当) Assistant Head (Financial Charge)	合 津 忠 一 GOTSU Tadakazu
	地域連携担当 Community Liaison	伊 藤 正 義 ITO Masayoshi	総務係長 Chief of General Affairs	西 村 栄 NISHIMURA Sakae
専 攻 科 Advanced Courses Program	専 攻 科 長 Director of Advanced Courses Program	佐 東 信 司 SATO Shinji	企画・広報係長 Chief of Planning Section	溝 井 久 美 子 USUI Kumiko
	機械・電気システム工学専攻長 Head of Advanced Course in Mechanical and Electrical System Engineering	大 槻 正 伸 OTSUKI Masanobu	地域連携係長 Chief of Community Liaison	藤 原 清 FUJIWARA Kiyoshi
	物質・環境システム工学専攻長 Head of Advanced Course in Chemical and Environmental System Engineering	青 柳 克 弘 AOYAGI Katsuhiro	人事係長 Chief of Personnel Section	吉 田 浩 二 YOSHIDA Koji
	ビジネスコミュニケーション学専攻長 Head of Advanced Course in Business Communication	田 代 均 TASHIRO Hitoshi	学生課長 Head of Student Affairs Division	佐 藤 広 SATO Hiroshi
学 科 長 Head of Department	一 般 教 科 長 General Education	西 山 公 紀 NISHIYAMA Kiminori	専門員(学務担当) Expert in Student Affairs	高 橋 喜 一 TAKAHASHI Kiichi
	機 械 工 学 科 長 Mechanical Engineering	石 垣 義 尚 ISHIGAKI Yoshinao	教務係長(兼)図書係長 Chief of Academic Affairs Section and Chief of Library Section	星 隆 良 HOSHI Takayoshi
	電 気 工 学 科 長 Electrical Engineering	春 日 健 KASUGA Takeshi	学生支援係長(兼)寮務係長 Chief of Student Support and Chief of Dormitory	石 井 和 利 ISHII Kazutoshi
	物 質 工 学 科 長 Chemistry and Biochemistry	井 上 和 人 INOUE Kazuto	入試係長 Chief of Entrance Examinations	武 井 和 代 TAKEI Kazuyo
	建 設 環 境 工 学 科 長 Civil Engineering	金 子 研 一 KANEKO Ken-ichi	技術部長 Head of Technical Office	渡 辺 敏 夫 WATANABE Toshio
	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 情 報 学 科 長 Communication and Information Science	田 代 均 TASHIRO Hitoshi	総括班長(第二技術班長) Chief of Technical Staff Second Division Technical Staff	高 木 克 久 TAKAGI Katsuhisa
図書館長 Head of Library	内 山 昭 代 UCHIYAMA Akiyo	第一技術班長 Chief of First Division Technical Staff	渡 辺 昇 WATANABE Noboru	
		第三技術班長 Chief of Third Division Technical Staff	舟 山 義 一 FUNAYAMA Yoshiichi	

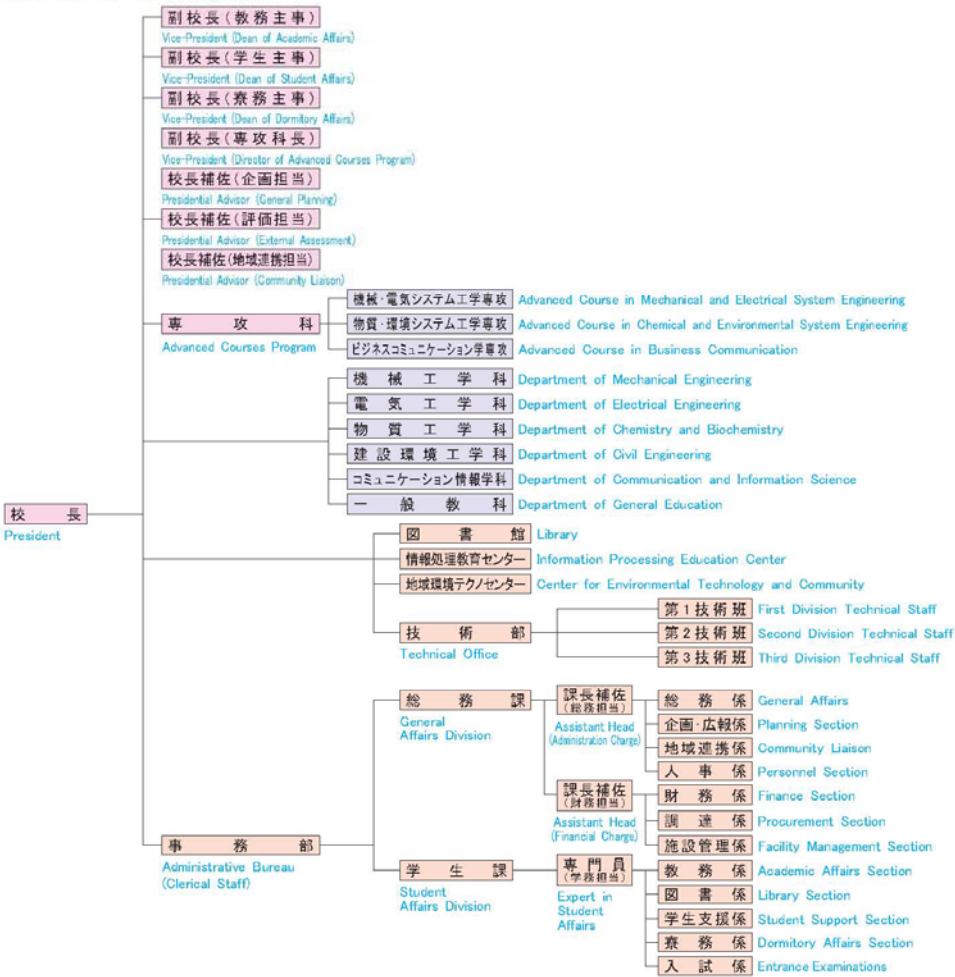
6

(出典：福島工業高等専門学校要覧)

資料11－1－①－4

福島工業高等専門学校組織図

●組織図 Organizational Diagram



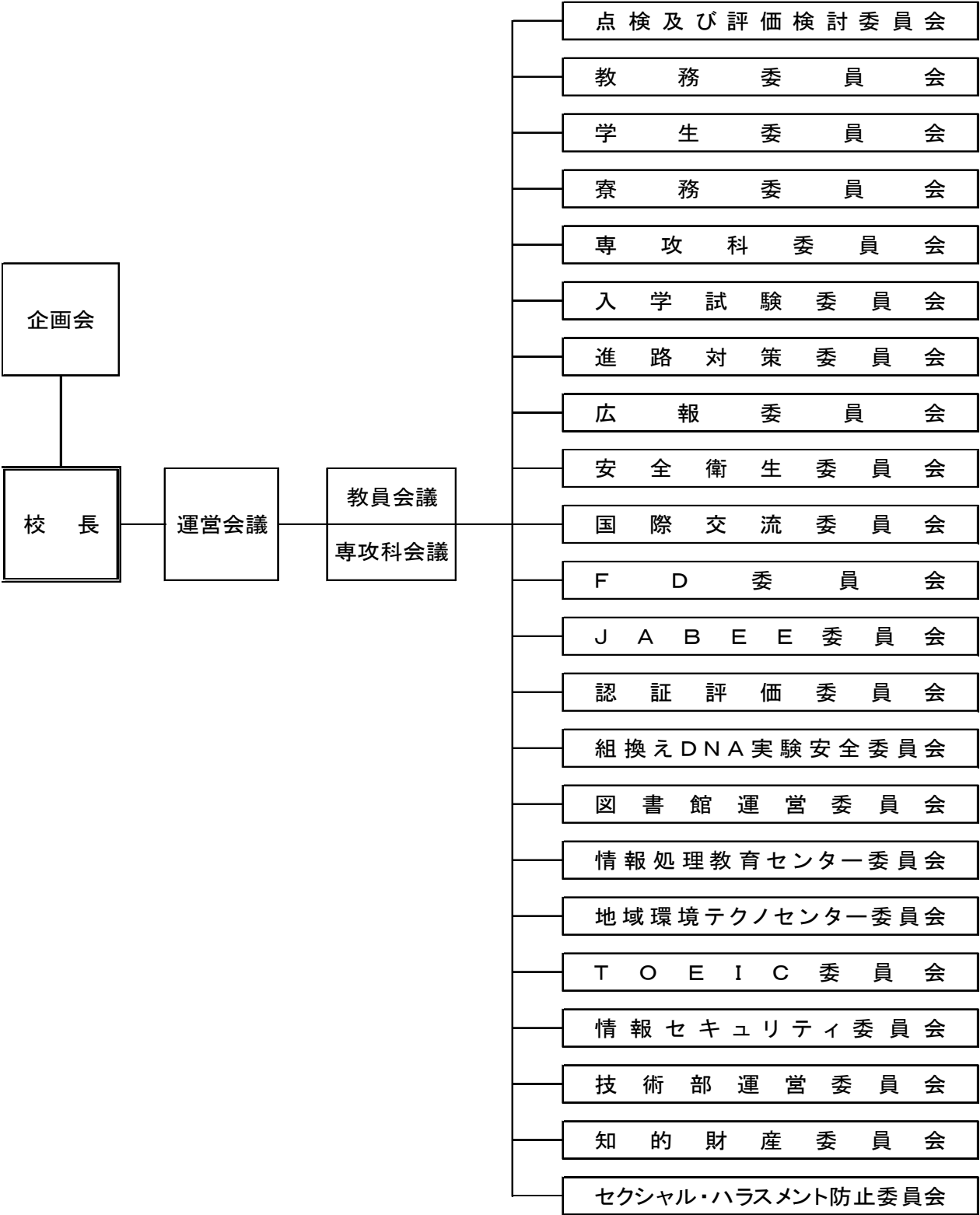
●委員会等 Committees

企画会	General Planning Committee	国際交流委員会	International Exchange Committee
運営会議	Steering Committee	F D 委員会	Faculty Development Committee
教員会議	Faculty Council	J A B E E 委員会	Committee on Issues Related to Japan Accreditation Board for Engineering Education (JABEE)
専攻科会議	Advanced Courses Program Council	組換えDNA実験安全委員会	DNA Experiment Safety Committee
点検及び評価検討委員会	Inspection and Evaluation Committee	図書館運営委員会	Library Administration Board
教務委員会	Academic Affairs Committee	情報処理教育センター運営委員会	Information Processing Education Center Administration Board
学生委員会	Student Affairs Committee	地域環境テクノセンター運営委員会	CETCL Steering Committee
寮務委員会	Dormitory Affairs Committee	T O E I C 委員会	TOEIC Committee
専攻科委員会	Advanced Courses Committee	情報セキュリティ委員会	Information Security Committee
入学試験委員会	Entrance Examination Committee	技術部運営委員会	Technical Office Steering Committee
進路対策委員会	Post-Graduation Guidance Committee	知的財産委員会	Intellectual Property Committee
広報委員会	Public Relations Committee	認証評価委員会	Accreditation and Assessment Committee
安全衛生委員会	Safety and Health Committee	セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会	Sexual Harassment Prevention Committee

(出典：福島工業高等専門学校学校要覧)

資料11-1-①-4

福島工業高等専門学校管理運営組織図



(出典：総務課資料)

資料11－1－①－5

企画会、運営会議、教員会議、専攻科会議の構成員

企画会	運営会議	教員会議	専攻科会議
校長	校長	校長	校長
各主事	各主事	教授	教務主事
校長補佐	校長補佐	准教授	学生主事
専攻科長	専攻科長	講師	専攻科長
地域テクノセンター長	専攻長	助手	専攻長
事務部長	各学科長	事務部長	担当の教授
各課長	図書館長	各課長	担当の准教授
	情報処理教育センター長		担当の講師
	地域環境テクノセンター長		事務部長
	JABEE 委員長		各課長
	一般教科教授の内から 校長が指名した者 1 名		
	事務部長		
	各課長		

(出典：総務課資料)

資料 11－1－①－6

福島工業高等専門学校企画会規則

(平成16年4月1日)

(規則第14号)

(最終改正 平成19年3月28日規則第19号)

(趣旨)

第1条 この規則は、福島工業高等専門学校企画会（以下「企画会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 企画会は、校長を補佐するとともに、校長の指揮に基づき、本校全体に係る重要事項について企画・立案し、調整することを目的とする。

(組織)

第3条 企画会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (3) 校長補佐
- (4) 専攻科長
- (5) 地域環境テクノセンター長
- (6) 事務部長、総務課長及び学生課長
- (7) その他校長が必要と認めた者

(会議)

第4条 校長は、企画会を招集し、その議長となる。

2 企画会は、原則として、毎月2回程度開催する。ただし、必要がある場合は、臨時に開催することができる。

(構成員以外の出席)

第5条 校長が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 企画会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、企画会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月1日規則第54号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日規則第18号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(出典：福島工業高等専門学校規則集)

資料11-1-①-7

福島工業高等専門学校運営会議規則

(平成13年3月19日)

(規則第5号)

(最終改正 平成19年3月28日規則第18号)

(趣旨)

第1条 この規則は、福島工業高等専門学校組織規則（昭和62年規則第11号）第12条第2項の規定に基づき、福島工業高等専門学校運営会議（以下「運営会議」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営会議は、校長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
- (2) 予算の方針に関する事項
- (3) 施設整備計画に関する重要事項
- (4) 管理運営に関する重要事項
- (5) 法人文書、個人情報の開示、不開示に関する事項
- (6) 組織、運営及び施設等将来構想に関する事項
- (7) その他校長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (3) 校長補佐
- (4) 専攻科長及び各専攻長
- (5) 各学科長
- (6) 図書館長
- (7) 情報処理教育センター長及び地域環境テクノセンター長
- (8) JABEE 委員長
- (9) 一般教科教授のうちから校長が指名した者1名
- (10) 事務部長、総務課長及び学生課長

(会議)

第4条 校長は、会議を招集し、その議長となる。

(専門部会)

第5条 運営会議に特定の事項を調査、検討するために必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、校長が委嘱する。

(構成員以外の出席)

第6条 校長が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 運営会議の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第4号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月1日規則第55号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月28日規則第6号）

この規則は、平成17年9月28日から施行する。

附 則（平成18年3月30日規則第18号）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 福島工業高等専門学校将来計画検討委員会（平成9年7月10日規則第1号）は、廃止する。

附 則（平成19年3月28日規則第12号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（出典：福島工業高等専門学校規則集）

（分析結果とその根拠理由）

本校では、校長直属の下に、主事、校長補佐、専攻科長、学科長、各種センター長、事務部長等が適切に人員配置されており、それぞれの立場で役割分担がなされている。校長補佐体制及び各種委員会組織等も整備され、学内の各部門における課題等が迅速に企画・立案、実行される体制となっており、その意志決定のシステム構築は明確である。平成16年度における専攻科設置、独法化に伴う中期目標・計画の作成・実行、JABEEによる教育プログラムの受審（平成17年度）、将来構想等の検討など、重要事項の対応については、それぞれの所管する組織が効率的に機能し実行されている。

このようにそれぞれの組織の役割に応じた対応が可能なシステムが構築されており、校長、各主事、委員会等の役割も明確であり、企画会、運営会議を中心として効果的な意志決定が行える態勢となっている。学校運営における校長のリーダーシップも十分発揮できる体制となっている。

観点11－1－②： 管理運営に関する各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。

（観点に係る状況）

本校では、多岐にわたる校務を迅速かつ適確に処理するため、より機能的な充実した組織づくりを目指し改善を行ってきた。

各種委員会は、機能的な学校運営を実現するために、それぞれの機能分担を明確にしたうえで校長の諮問に応じ、各種事項の審議、企画及び立案を行うことで組織されており、企画会、運営会議、教員会議・専攻科会議等は定例会議を開催し、その他の委員会も定期的に、または必要に応じて開催し、課題等の解決に臨機に対応している。

各種委員会（企画会、運営会議、教員会議、専攻科会議を除く。）の主な所掌事項は（資料11－1－②－1）のとおりである。また、構成メンバーは、「平成19年度役職者及び各種委員会等名簿」（資料11－1－②－2）のとおりであり、業務内容に適切に対応している。

事務組織については、高等専門学校設置基準第10条（資料11－1－②－3）、福島工業高等専門学校学則第10条（資料11－1－②－4）及び福島工業高等専門学校事務部組織及び事務分掌規則（資料11－1－②－5）に基づき事務部が設置されており、役割分担も明確になっている。事務部は各種委員会等の構成員として参画し、委員会等の庶務も所掌しており、管理運営を円滑に行うため適切に役割を分担し効果的に活動している。

事務部としては、度重なる定員削減に対応して、課、係等の業務分担の見直しや事務の効率化を図りつつ本校の校務運営（教育研究）をサポートしてきた。特に独法化後の学校運営については、人員削減、予算削減等厳しい状況下であり、本校としてもこれらに対応すべく事務組織の見直しを行い、平成18年4月から会計課に地域連携担当の専門職員を、学生課に入試担当の専門職員を配置し、さらに、平成19年4月からは、1部2課制を組織したところである。

なお、事務部運営のための会議として、係長等連絡会（事務部長、各課長、係長等で組織）が置かれ、事務部間の連絡調整を行いながら諸問題の解決に当たるとともに、各種委員会等からの種々の案件についても事務部の立場から検討を加え、意見等を反映させている（資料11－1－②－6）。

各種委員会等の主な所掌事項一覧

- ☐ 教務委員会：教育課程の編成、授業計画、学生の試験、履修、その他教務に関する事
- ☐ 学生委員会：学生の生活指導、厚生補導、授業料等の減免、その他学生に関する事
- ☐ 寮務委員会：寄宿舎の管理運営、寮生の生活指導、その他寮生に関する事。

- ☐ 点検及び評価検討委員会：点検評価の実施計画、実施並びに結果の報告等評価に関する事。
- ☐ 入学試験委員会：入学者の募集、入学者の選抜試験、その他入学試験に関する事。
- ☐ 進路対策委員会：学生の就職・進学等の指導、支援並びに卒業生への情報提供等支援に関する事。
- ☐ 専攻科委員会：専攻科の教育課程の編成、授業計画、入学試験、進路等専攻科全般に関する事。
- ☐ 広報委員会：各種広報の管理、広報誌の発行、ホームページの掲載等に関する事。
- ☐ 安全衛生委員会：教職員の安全及び衛生の維持向上等に関する事。
- ☐ 国際交流委員会：外国人留学生の受け入れ及び指導、国際交流事業等に関する事。
- ☐ F D 委員会：教員の教育（授業）に関する資質と能力の向上を図るための取組み等に関する事。
- ☐ J A B E E 委員会：技術者教育プログラムの認定申請、受審準備、対応等に関する事。
- ☐ 認証評価委員会：認証評価受審申請、準備・応等に関する事。

- ☐ 図書館運営委員会：図書館の管理運営及び図書の選択廃棄等に関する事。
- ☐ 情報処理教育センター運営委員会：センターの管理運営、情報処理教育・研究及びネットワークの保守等に関する事。
- ☐ 地域環境テクノセンター運営委員会：センターの運営・管理、地域連携・協力、研究論文集等の編集及び情報管理等に関する事。
- ☐ 組換えDNA実験安全委員長：実験計画の指針及び規則との適合性審査、安全確保等に関する事。
- ☐ セクシャル・ハラスメント防止対策委員会：セクシャル・ハラスメントの防止排除対策、問題発生への対応等に関する事。
- ☐ 情報セキュリティ委員会：情報セキュリティ・ポリシーの策定、運用等に関する事。
- ☐ T O E I C 実施委員会：T O E I C テストの実施に関する事。
- ☐ 知的財産委員会：教職員の知的財産権の取得支援、知的財産権及び技術経営等に関する人材育成、その他知的財産権に関する事。

- ☐ 技術部運営委員会：技術部の運営、職員配置、教育研究支援業務等に関する事。
- ☐ 学生相談室：学生の修学、進路及び精神衛生上の諸問題に関する事。

(出典：総務課資料)

資料11-1-②-2

平成19年度役職者及び各種委員会等名簿

平成 1 9 年度

役職及び各種役員等名簿

福島工業高等専門学校

平成19年度役職者及び各種委員会等名簿（抜粋）

9. 運営会議

校 長	奈良 宏一
教務主事	根岸 嘉和
学生主事	根本 信行
寮務主事	山ノ内正司
校長補佐（企画担当），	
（専攻科長）	佐東 信司
（評価担当）	渡辺 博
（地域連携担当），	
（地域センター長）	伊藤 正義
機械・電気システム工学専攻長	
（情報センター長）	大槻 正伸
物質・環境システム工学専攻長	
（J A B E E 委員長）	青柳 克弘
ビジネスコミュニケーション学	
専攻長（コミ情報学科長）	田代 均
一般教科長	西山 公紀
機械工学科長	石垣 義尚
電気工学科長	春日 健
物質工学科長	井上 和人
建設環境工学科長	金子 研一
図書館長	内山 昭代
一般教科(理系)	山野 和一
事務部長	細川 勉
総務課長	本橋せつ子
学生課長	佐藤 広

9-1. 施設整備等有効活用に関する専門部会

専門部会長	山ノ内正司
部 員(一般教科)	秋山 秀博
（機械工学科）	石垣 義尚
（電気工学科）	山本 敏和
（物質工学科），	
（教務主事補）	内田 修司
（コミ情報学科），	
（図書館長）	内山 昭代
（学生主事補）	松尾 忠利
（寮務主事補）	齊藤 充弘
（情報セ長）	大槻 正伸
（地域環境セ長）	伊藤 正義
事 務 部 長	
総 務 課 長	
学 生 課 長	

9-2. 将来計画検討ワーキンググループ

WG長（専攻科長）	佐東 信司
委 員（一般教科）	笠井 哲
（ ” ）	井川 治
（機械工学科）	篠木 政利
（電気工学科）	大槻 正伸

委 員（物質工学科）	天野 仁司
（建設環境工学科）	緑川 猛彦
（コミ情報学科）	芥川 一則
総 務 課 長	

10. 企画会

校 長	奈良 宏一
教務主事	根岸 嘉和
学生主事	根本 信行
寮務主事	山ノ内正司
校長補佐（企画担当），	
（専攻科長）	佐東 信司
校長補佐（評価担当）	渡辺 博
（地域連携担当），	
（地域センター長）	伊藤 正義
コミ情報学科長	田代 均
事務部長	細川 勉
総務課長	本橋せつ子
学生課長	佐藤 広

11. 点検及び評価に関する検討委員会

校 長	奈良 宏一
教務主事	根岸 嘉和
学生主事	根本 信行
寮務主事	山ノ内正司
校長補佐（企画担当），	
（専攻科長）	佐東 信司
（評価担当）	渡辺 博
（地域連携担当），	
（地域センター長）	伊藤 正義
機械・電気システム工学専攻長	
（情報センター長）	大槻 正伸
物質・環境システム工学専攻長	
（J A B E E 委員長）	青柳 克弘
ビジネスコミュニケーション学	
専攻長，（コミ情報学科長）	田代 均
一般教科長	西山 公紀
機械工学科長	石垣 義尚
電気工学科長	春日 健
物質工学科長	井上 和人
建設環境工学科長	金子 研一
一般教科(理系)	山野 和一
事務部長	細川 勉
総務課長	本橋せつ子
学生課長	佐藤 広

12. 教務委員会

委員長（主 事）	根岸 嘉和
委 員（主事補）	川崎 俊郎
〃（ 〃 ）	内田 修司
〃（ 〃 ）	緑川 猛彦
〃	井川 治
〃	一色 誠太
〃	鈴木 晴彦
〃	遠原 智文
〃	学 生 課 長
〃	学・専門員
〃	教 務 係 長

13. 学生委員会

委員長（主 事）	根本 信行
委 員（主事補）	西浦 孝治
〃（ 〃 ）	松尾 忠利
〃（ 〃 ）	山田 貴浩
〃（ 〃 ）	青木 寿博
〃	根本 昌樹
〃	石原 万里
〃	平尾 篤利
〃	伊藤 淳
〃	羽切 正英
〃	菊地 卓郎
〃	田村 綾子
〃	森川 治
〃	松本 行真
〃	学 生 課 長
〃	学生支援係長

14. 寮務委員会

委員長（主 事）	山ノ内正司
委 員（主事補）	道上 達広
〃（ 〃 ）	中山 悟視
〃（ 〃 ）	齊藤 充弘
〃（ 〃 ）	渡部美紀子
〃	坂内 昌徳
〃	高橋 章
〃	鈴木 茂和
〃	小泉 康一
〃	三浦靖一郎
〃	柴田 公彦
〃	梅澤 洋史
〃	高荒 智子
〃	松江 俊一
〃	学 生 課 長
〃	寮 務 係 長

15. 専攻科委員会

委員長（専攻科長）	佐東 信司
委 員（専 攻 長）	大槻 正伸
〃（ 〃， JABEE委員長）	青柳 克弘
〃（ 〃 ）	田代 均
〃（教務主事補）	緑川 猛彦
〃（学生主事補）	松尾 忠利
〃	山本 敏和
〃	押手 茂克
〃	森田 年一
〃	渡部 順一
〃	井川 治
〃	学 生 課 長
〃	学・専門員
〃	教 務 係 長

16. 入学試験委員会

委 員 長（校 長）	奈良 宏一
副委員長（教務主事）	根岸 嘉和
委 員（学生主事）	根本 信行
〃（寮務主事）	山ノ内正司
〃（一般教科長）	西山 公紀
〃（機械工学科長）	石垣 義尚
〃（電気工学科長）	春日 健
〃（物質工学科長）	井上 和人
〃（建設環境工学科長）	金子 研一
〃（コミ情報学科長）	田代 均
〃	高野 克宏
〃	森川 治
〃	吉村 忠晴
〃	事 務 部 長
〃	学 生 課 長

16-1. 入学試験実施専門部会

専門部会長	高野 克宏
部 員	宮澤 泰彦
〃	松本 匡以
〃	小泉 康一
〃	押手 茂克
〃	森田 年一
〃	松江 俊一

16-2. 入学者対策専門部会

専門部会長	森川 治
部 員	山野 和一
〃	松本 匡以
〃	濱崎 真一
〃	鴨下 祐也
〃	原田 正光

(出典：総務課資料)

資料 11-1-②-3

高等専門学校設置基準（第10条抜粋）

（事務職員等）

第10条 高等専門学校には、その運営のために必要な相当数の事務職員その他の職員を置かなければならない。

資料 11-1-②-4

福島工業高等専門学校学則（第10条抜粋）

第10条 本校に庶務、会計、教務及び学生の厚生補導、施設等に関する事務を処理するため、事務部を置く。

（出典：福島工業高等専門学校規則集）

資料 11-1-②-5

福島工業高等専門学校事務部組織及び事務分掌規則

（昭和62年3月23日）

（規則第22号）

（最終改正 平成19年3月28日規則第1号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第1号）第5条第6項及び独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第4号）第11条並びに福島工業高等専門学校学則第11条の規定に基づき、本校の組織及び事務分掌の範囲を定めることを目的とする。

第2章 事務組織

（事務部）

第2条 本校に、事務部を置く。

（課）

第3条 事務部に、次の2課を置く。

総務課

学生課

（係）

第4条 事務部の課に、係を置く。

(事務部長)

第5条 事務部に、事務部長を置く。

- 2 事務部長は、事務職員をもって充てる。
- 3 事務部長は、校長の命を受けて、事務部の事務を処理する。

(課長)

第6条 課に、課長を置く。

- 2 課長は、事務職員をもって充てる。
- 3 課長は、上司の命を受けて、課の事務を処理する。

(課長補佐)

第6条の2 課に課長補佐を置くことができる。

- 2 課長補佐は、事務職員をもって充てる。
- 3 課長補佐は、課長を補佐する。この場合において次条第3項に規定する事務の処理を併せもつことを妨げるものではない。

(専門員)

第6条の3 課に専門員を置くことができる。

- 2 専門員は、事務職員をもって充てる。
- 3 専門員は、上司の命を受けて、高度の専門的知識又は経験を必要とする特定の分野の事務を処理する。

(係長)

第7条 係に、係長を置き、必要に応じ主任を置くことができる。

- 2 係長及び主任は、事務職員又は技術職員をもって充てる。
- 3 係長は、上司の命を受けて、係の事務を処理する。
- 4 主任は、係長を助け、係の事務を処理する。

(専門職員)

第7条の2 課に専門職員を置くことができる。

- 2 専門職員は、事務職員をもって充てる。
- 3 専門職員は、上司の命を受けて、専門的知識又は経験を必要とする特定の分野の事務を処理する。

第3章 事務分掌

(総務課の事務分掌)

第8条 総務課に、課長補佐及び次の7係を置く。

総務係

企画・広報係

地域連携係

人事係

財務係

調達係

施設管理係

以下 略

(出典：福島工業高等専門学校規則集)

資料 11-1-②-6

係 長 連 絡 会

平成 19 年 4 月 19 日

課長
課長補佐
専門員 殿
係長
班長

事 務 部 長

係長等連絡会の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますのでお集まり願います。

記

日 時 平成 19 年 4 月 24 日（火） 10:00～

場 所 小会議室

=====

西 村 榮
Email: nishimura@fukushima-nct.ac.jp
福島高専総務課総務係長
tel.0246-46-0704
いわき市平上荒川字長尾 30

=====

平成 19 年度第 1 回係長等連絡会

日 時 平成 19 年 4 月 24 日（火） 10:00～

場 所 小会議室

事 項

- 1 平成 19 年度の取組目標（事務部）について [資料 1]
- 2 東北地区校専攻長・事務部長会議（春季）について [資料 2]
- 3 その他

（出典：総務課資料）

(分析結果とその根拠理由)

各種委員会等の役割については、委員会規則等に示され明確化されている。また、事務組織においても、事務部組織及び事務分掌規則に明示されており、双方の役割は適切に明確に分担されている。

企画会、運営会議をはじめ各種委員会も含めて連携・協力が図られ、効果的な活動がなされている。また、事務組織においても、各種委員会への支援体制が有効に機能し、効果的な活動が行われている。

観点11－1－③： 管理運営の諸規定が整備されているか。

(観点に係る状況)

本校では学校の管理運営が円滑に行われるように、会議（企画会、運営会議、教員会議、専攻科会議）、各種委員会等（教務委員会、学生委員会他）を組織するため諸規則を制定しており（資料11－1－③－1）、これらの規則は継続的に改正等が加えられている。規則の制定、改正等が必要となる場合は、運営会議で審議され、校長決裁を経て教員会議等で報告し、全教職員には随時事務部ホームページ上で周知している（資料11－1－③－2）。規則の制定内容は、観点11－1－①で示した資料の学校組織規則（資料11－1－①－3）、企画会規則（資料11－1－①－6）及び運営会議規則（資料11－1－①－7）に明示されている。

管理運営関係規則一覧

福島工業高等専門学校事務部

■ ページIndex ■

- ▶ [お知らせ](#)
- ▶ [各種規則集保管庫](#)
- ▶ [各種表紙ページ](#)
 - ▶ [校章・校歌・校歌集](#)
 - ▶ [校歌集関係ページ](#)
 - ・ [人事関係関係一覧](#)
 - ・ [人事関係からのお知らせ](#)
 - ・ [校歌集からのお知らせ](#)
- ▶ [各種関係関係ページ](#)
 - ・ [校歌集関係関係一覧](#)
 - ・ [校歌集関係からのお知らせ](#)
 - ・ [校歌集関係関係関係一覧](#)
 - ・ [校歌集関係関係関係関係一覧](#)

独立行政法人国立高等専門学校機構
福島工業高等専門学校 表紙
(平成10年4月1日現在)

◆目次◆

目次 福島工業高等専門学校規則集 表紙・
第1章 学則

規程目次

2/6 ページ

第2章 組織・運営

○福島工業高等専門学校組織規則	(昭和62年規則11号)
○福島工業高等専門学校事務部組織及び事務分掌規則	(昭和62年規則22号)
○福島工業高等専門学校企画会規則	(平成16年規則14号)
○福島工業高等専門学校運営会議規則	(平成13年規則5号)
○福島工業高等専門学校施設整備等有効活用に関する専門部会要項	(平成18年校長裁定)
○福島工業高等専門学校教員会議規則	(昭和41年規則2号)
○福島工業高等専門学校専攻科会議規則	(平成16年規則3号)
○福島工業高等専門学校参与会規則	(平成17年規則4号)

[トップへ](#)

第3章 委員会

○福島工業高等専門学校点検及び評価に関する規則	(平成5年規則1号)
○福島工業高等専門学校教務委員会規則	(昭和41年規則8号)
○福島工業高等専門学校学生委員会規則	(昭和41年規則5号)
○福島工業高等専門学校寮務委員会規則	(昭和41年規則6号)
○福島工業高等専門学校入学試験委員会規則	(平成16年規則5号)
○福島工業高等専門学校進路対策委員会規則	(平成8年規則6号)
○福島工業高等専門学校専攻科委員会規則	(平成16年規則2号)
○福島工業高等専門学校広報委員会規則	(平成11年規則6号)
○福島工業高等専門学校安全衛生委員会規則	(平成16年規則12号)
○福島工業高等専門学校安全衛生委員会専門部会要項	(平成18年3月校長裁定)
○福島工業高等専門学校国際交流委員会規則	(平成10年規則9号)
○福島工業高等専門学校組換えDNA実験安全委員会規則	(平成10年規則11号)
○福島工業高等専門学校FD委員会規則	(平成15年規則11号)
○福島工業高等専門学校JABEE委員会規則	(平成16年規則13号)
○福島工業高等専門学校情報セキュリティ委員会規則	(平成15年規則3号)
○福島工業高等専門学校知的財産委員会規則	(平成17年規則3号)

[トップへ](#)

第4章 庶務・人事

○福島工業高等専門学校文書管理規則	(平成13年規則13号)
○福島工業高等専門学校文書処理規則	(昭和62年規則23号)
○福島工業高等専門学校規則等制定、改廃の事務処理要領	(昭和62年校長裁定)
○福島工業高等専門学校公印規則	(昭和62年規則24号)
○福島工業高等専門学校情報公開取扱要項	(平成13年校長裁定)

<https://172.30.64.2/kisoku/fnct/mokuji.html>

2007/01/13

(出典：福島工業高等専門学校事務部ホームページ)

教職員への規則制定，改正等の周知資料

福島工業高等専門学校事務部ホームページ

1/1 ページ

福島工業高等専門学校事務部

■ページIndex■

▶ お知らせ

▶ 各種規則集保管庫

▶ 各課ホームページ

▶ 福島高専諸会議議事録

▶ 庶務課関係のページ

・人事関係手続一覧
・人事係からのお知らせ
・推進室からのお知らせ

▶ 会計課関係のページ

・財務会計システムに係る事務処理マニュアル
・財務会計システム「Web」による発生源入力について

▶ 学生課関係のページ

・保健室からのお知らせ

▶ ワークフロー

▶ しめきり君(現在休止中)

▶ 会議室の予約

▶ ファイル置場

▶ スケジュール表
(全体・各課)

▶ リンク

■各種規則集保管庫■

▶ 福島工業高等専門学校規則集(平成18年6月1日現在版)

▶ 福島工業高等専門学校中期計画(H15-12-25最終提出版)

▶ 福島高専セキュリティポリシー

・情報セキュリティ規則
・情報セキュリティ委員会規則
・セキュリティポリシー

▶ 独立行政法人国立高等専門学校機構規則集(H18-10-1最終改訂版)

▶ 独立行政法人 規則類

▶ 個人情報保護規則関連[規則集](H17.12.26掲載)

▶ 情報セキュリティ個人マニュアル

▶ 独立行政法人国立高等専門学校機構情報公開事務取扱要項

https://172.30.64.2/

2007/01/23

(出典：福島工業高等専門学校事務部ホームページ)

(分析結果とその根拠理由)

管理運営に関する諸規定については、その都度見直し改善が行われ、効果的な活動が行えるように整備がなされている。教職員への周知については、事務部ホームページ上で周知されている。

観点11－2－①： 外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されているか。

(観点に係る状況)

本校では、外部機関等の有識者による参与会（外部評価）を設置し（資料11－2－①－1）、学校運営全般にわたる状況について点検評価を受け、その評価の状況及び委員の意見・提言等については報告書にまとめ公表している。委員の意見等については、管理運営に反映すべく学内組織にフィードバックさせる体制として、点検及び評価に関する検討委員会を設置している（資料11－2－①－2）。

外部評価等の意見・提言等については、学内組織に周知の上、対応や改善について見直し等を行い、企画会、運営会議等で検討審議し、管理運営に適切に反映されるよう対応している。

具体例として、平成17年度に実施した参与会（外部評価）では、教員業績評価システムについての提言があり（資料11－2－①－3）、運営会議、教員会議等で「参与会が指摘した改善提案」の内容を報告し（資料11－2－①－4）、平成18年度の企画会、運営会議等において教員業績評価システムの評価項目や評価方法等の改善・見直しを行い（資料11－2－①－5）、教員個々の自己改善が可能な、また本校の戦略目標の設定及びその修正に役立つシステムにすべく改善を図ったところである（11－2－①－6）。なお、この教員業績評価システムによる評価結果は、学内予算配分にも反映されている。

資料11-2-①-1

福島工業高等専門学校参与会規則

(平成17年7月26日)

(規則第4号)

(最終改正 平成19年3月28 規則第15号)

(趣旨)

第1条 福島工業高等専門学校(以下「本校」という。)の教育研究活動等の状況について、外部の有識者による検証(以下「外部評価」という。)を行い、もって本校の教育 研究体制等の改善に資することを目的として、福島工業高等専門学校参与会(以下「参与会」という。)を置く。

(評価事項)

第2条 参与会は、次の各号に掲げる事項について、校長の諮問に応じて外部評価を行う。

- (1) 教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- (2) 教育研究活動等の状況について本校が行う自己点検・評価に関する事項
- (3) その他本校の運営に関する事項

(組織)

第3条 参与会は、次の各号に掲げる者のうちから校長が委嘱した参与若干名をもって組織する。

- (1) 大学又は高等専門学校等の教育研究機関の関係者
- (2) 地方自治体の関係者及び県内の教育関係者
- (3) 地域産業経済界の関係者
- (4) 本校を卒業又は修了した者
- (5) その他高等専門学校に関し広くかつ高い見識を有する者

(任期)

第4条 参与の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の参与に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 参与会に、会長を置き、校長が指名する。

2 会長に事故があるときは、校長が指名する参与がその職務を代行する。

(運営)

第6条 参与会の会議は、校長が招集し、会長がその議長となる。

(意見の聴取)

第7条 会長が必要と認めたときは、参与会に参与以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 参与会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、参与会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年7月26日から施行する。
- 2 福島工業高等専門学校外部評価実施細則(平成12年細則第1号)は廃止する。

附 則(平成19年3月28日規則15号)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(出典：福島工業高等専門学校規則集)

資料11-2-①-2

福島工業高等専門学校点検及び評価に関する規則

(平成5年12月9日)

(規則第1号)

(最終改正 平成19年3月28日規則第16号)

(目的)

第1条 この規則は、福島工業高等専門学校組織規則(昭和62年規則第11号)第13条第2項に基づき、本校の教育研究水準の向上を図り、かつ、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動等の状況について自ら行う点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(検討委員会)

第2条 本校に、次の各号に掲げる事項を行うため、福島工業高等専門学校点検及び評価 検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

- (1) 点検及び評価に関する基本方針並びに実施計画等の策定に関すること。
- (2) 点検及び評価の実施並びに結果に関する報告書の作成及び公表に関すること。
- (3) その他点検及び評価に関する必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (3) 校長補佐
- (4) 専攻科長
- (5) 各学科長
- (6) 一般教科教授のうちから校長が指名した者1名
- (7) 事務部長、総務課長及び学生課長
- (8) その他校長が指名した者

(委員長)

第4条 検討委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(構成員以外の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(実施組織)

第6条 点検及び評価を行う組織等（以下「実施組織」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 各学科及び一般教科
 - (2) 専攻科
 - (3) 検討委員会が指定する各種委員会
 - (4) 事務部
- (点検評価事項)

第7条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について、点検及び評価を行う。

- (1) 教育理念及び教育目標に関すること。
- (2) 教育活動に関すること。
- (3) 研究活動に関すること。
- (4) 施設設備に関すること。
- (5) 国際交流に関すること。
- (6) 生涯学習への対応に関すること。
- (7) 社会との交流に関すること。
- (8) その他検討委員会が必要と認める事項

2 前項各号に係る具体的な点検項目は、検討委員会が別に定める。

(点検及び評価の実施)

第8条 検討委員会及び実施組織は、別に定める点検項目により、点検及び評価を行うものとする。

2 実施組織は、点検及び評価の結果を検討委員長に報告するものとする。

3 検討委員長は、実施組織からの報告に基づき、点検及び評価の総括を行い、改善すべき事項を付して校長に報告するものとする。

(報告書の作成及び公表)

第9条 校長は、取りまとめた点検及び評価の結果を報告書として公表するものとする。

(点検及び評価結果の対応)

第10条 校長は検討委員会が行った点検及び評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについては、関係する実施組織にその改善策の検討を付託するものとする。

(庶務)

第11条 検討委員会の庶務は、総務課において処理する。

(細則)

第12条 この規則に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な細則は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年12月9日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日規則第8号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月1日規則第56号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日規則第17号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日規則第16号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(出典：福島工業高等専門学校規則集)

平成18年1月「参与会報告書」

参与会報告書

(外部評価)

平成18年1月

国立福島工業高等専門学校

「参与会報告書」質疑応答（抜粋）

6) 研究活動について

（里見参与）

クラブ活動等も文武両道ということで一生懸命やられているので感心している。報告の中にもあったが、高専の先生方は教育と研究と学生指導とクラブ活動の指導等で非常に大変だと思う。先生方から文句とか、「これで研究しろと言われてもそんな時間もない」というようなことは出てこないのか。

（安久校長）

そのところはこれから解決していかなければならない大きな問題です。基本的なことは高専教員としてやってもらわなければいけないが、研究意欲のある先生には研究の時間を、学生指導に熱意のある先生には学生指導をってもらうなど分化をさせ、それらの評価はきちっとしてあげる事が必要と考えています。

（根本一般教科長）

クラブ活動は一生懸命やってきたが、本校のシステムは非常に上手くできています。昨日グラウンドに出た後で体育館の方を覗いたが、教員はそんなにいません。4、5年生が低学年を面倒みるというシステムができています。それを上手く活用すれば最近専攻科生でも部活をやる学生がいて、コーチ並みのことをします。その辺は上手に指導する方策を考えておけば良いと思っています。

（白石参与）

教職員の負担という意味では独立行政法人化後は学内の委員会の数は減ったか。増えたか。

（細川部長）

減っていません。これからの見直しの中で委員会の統廃合を考えていかなければならないと思っています。

（白石参与）

従来から大学全体で90位あった委員会が、70位に減った。これは文科省の評価でほめられたが、数は減っても仕事の量は逆に増えてしまった。

5) 学生寮の生活支援について

（里見参与）

学生寮の場合、原則的には希望者はだれでも受け入れるというものか。何か条件はあるのか。

（山野寮務主事）

1年生で新入寮を希望する場合は、遠隔地であれば部屋を確保するように努めている。親の希望で通学できるのに寮に入りたいと希望することもあるが、その場合は断っています。また、上級生になったときに、例えばハードなクラブ活動をやっている、寮の役員をやっている、学生会の役員をやっているとか、そういう状況については、寮におくようにしています。何もしないで、ただ安いからというものについては、自立ということも大事なのではないかと学生と保護者に話しています。

（渡辺会長）

留学生は別のスペースにいるのか、また女子の留学生がいるのか。

（山野寮務主事）

留学生は寮のまとまった一か所にいます。女子留学生は女子棟に現在3名います。

6) 研究活動について

（白鳥参与）

高専本来のミッションとして教育を基本にすることは間違いないと思うが、教育の評価は非常に難し

い。どうしても、目立つのは教育の評価のところであり、ここで差が出てくる印象を与えてしまう。

それでは、教員の元気は出ないだろうし、活性化は図れないだろうと思っている。あえて例を出すので参考にして頂ければと思う。体操競技とか、音楽・合唱とか、スケートなどの競技では、2つの評価基準を用いている。評価1として、規定問題や規定競技（課題）がある。評価2として、自由演技や自由課題があり、2つの評価を総合して順位を決めるようになっている。そういったことを参考にしながら評価を考えると、教育と研究をA（必須）とB（選択）に分ける。教育A、研究Aは全員が必修でやる。例えば、教育は本科と専攻科があり、研究に関しては本科のミニ研究、卒論と専攻科の研究指導がある。研究Aは本科・専攻科での研究指導に最小限要求される教員の研究水準、研究指導能力の水準をなんらかの形で整理する。例えば、学会での口頭発表が2年に1回は最小限必要である、とか。また、研究Bとして、こちらは研究が得意の教員はJournalの論文で評価して頂く。教育Aは、本科と専攻科で最小限必須のもの。また、教育Bの方は教育理念目標に掲げている、例えばシナジー効果を上げたとか、モノづくりとか、あるいはクラブ活動とか、地域貢献、地域の連携などで評価してもらう。教育B、研究Bは自由課題で複数の項目を挙げ、この中からどれを選んでも良いというふうにすればいいのではないか。そうすると現在のように教育と研究を単一の基準で評価されるよりは、皆さんの元気が出るような活性化に向けたシステムができると思う。

それから、外部資金等の獲得であるが、私どもでも科研費を含めてなかなか教授同士が組んで応募するというのがこれまでにほとんどなかった。しかし、時代の流れでそんなことは言っていられなくなってきた。教授同士がディスカッションできるようなグルーピングをして、その中から芽が出て外部資金への応募をするような流れを作っている。皆さんでも教員同士でグルーピングする方法を考えていただきたいと思っている。

7) 地域社会との連携について

（白石参与）

茨城大学工学部は日立にあるが、共同研究で圧倒的に多いのが県南地区である。県北地区に対してはほとんど我々には情報も入ってこない。この間、工学部に共同研究の希望を聞いたところ7、8割の先生が希望した。県北地区に対して、福島高専ではニーズ、シーズの関係で何かをつくって企業に配付することなどをしていますか。

（大隈地域交流センター長）

我々もその辺の情報はあまりつかんでいません。現校長が着任してから茨城地区へ目を向け始めたのが現状です。

ただ、県北には本校の卒業生が就職しているので、その辺の情報を取り入れていきたいと考えています。

（佐藤参与）

連携ということで、小中学校支援が入っているが、私どもとしては有り難い事業展開をして頂いていると思っている。これまでに脚光を浴びてきた支援は「総合的な学習の時間」だが、これからは英語ではないかと思っている。いわき市では英語の特区を申請し、まもなく特区が認められて英語が導入される。また、文科省でも小学校3年生から英語を導入する方向で検討している。

高専ではコミュニケーション情報学科が英語を多く取り入れていることを考えると、小学校の先生方は英語の免許を持っていないため、どういうノウハウで指導していくかが大きな課題である。そういう意味ではこれからの支援の中身として英語があげられると感じた。

平成17年度第16回運営会議議事要旨
(参与会提言等の報告事項(4))

平成17年度第16回運営会議議事要旨

日 時 平成18年3月7日(火) 13:30～15:20
場 所 小会議室
特別出席 青柳 JABEE 委員長
事 項

(1) 選択科目の受講制限と課程修了認定について

渡辺教務主事から、資料に基づき、TOEIC スコアに基づく第2外国語(中国語)の受講制限等について説明があり、平成17年度3～4年生の課程修了認定は、昨年と同じく資料中①の方法で行うこととした。

(2) 入学者選抜に係る情報開示・不開示基準(案)

学生課長から、資料に基づき、説明があった。
・資料中の取消線部分は、今後、入試委員会で検討することとした。
・(2)の事務手続きは、削る。

(3) JABEE 委員会事項

1) 第1回校内模擬審査実施要項(案)

青柳委員長から、資料に基づき説明があった。
・面接者は、事務系(技術職員)職員を減らし、その分、教員を増やすこととした。
・模擬審査員の山野寮務主事を森川専攻科長に換える。(山野は学寮の行事があるため)
・面接者の模範解答は、委員会で用意する。

2) その他

青柳委員長から、資料に基づき、JABEE プログラム認定申請書の作成スケジュール等について説明があった。(申請期間は3/1～4/20まで)
3/17まで委員会でもとめる。
3/28の企画会に提案する。
3/30の運営会議に提案する。

(4) 参与会評価を受けての改善策

佐東校長補佐から、資料に基づき、説明があった。
・3/13教員会議で報告することとした。

(5) 第45回入学式及び平成18年度編入学式並びに専攻か入学式実施要項(案)ほか

庶務課長から、資料に基づき、説明があった。
・祝賀会来賓挨拶は、挨拶依頼者(市長・中学校長会長)が欠席のため、式次第から除く。

(6) 不審者対策として車両止め設置の必要性について

秋山学生主事から、資料に基づき、提案説明があった。
・なお、この提案についての意見等は、学生課長がまとめることとした。

(7) その他

① 創造性を育む「卒業研究」集(機構へ提出の論文)

庶務課長から、提出論文(資料)の紹介があった。

② 「専攻科棟」竣工記念講演会(案)について

平成17年度第16回運営会議資料

(改善提案 2) 「教育組織・教育体制について」)

参与会が指摘した改善提案

平成18年3月7日(運営会議提出)

1) 教育理念・教育目標・教育体制・人材像

- 1) 6項目の学習・教育目標そのものは素晴らしい内容ですが、以下のことが気になります。
 - ・達成していることの証明が難しい項目があるように受け取れます。
 - ・学科での目標と、専攻科での目標が一緒になっているように受け取れます。
目標というときは達成するレベルも含まれますので、これがまったく一緒では、おかしいことになります。なお、P.8の表で示している人材像は、良く分かります。
- 2) 理念、目標等適格に整理されているが、キーワードである教育、研究、地域貢献(社会との連携)に特化し記述する方がさらにインパクトがあるように感じます。また”育成”を踏まえて、どのような技術者(卒業生)を目指すのかも盛り込むと、さらに理念と特徴が明確になるでしょう。

2) 教育組織・教育体制について

- 1) 評価システムとしてのポイント制は、意欲的な試みです。点数を決めるに当たって、教員の意見は反映されていると思いますが、査読つき論文と紀要論文のポイントには、もっと差をつけるべきだと思います。

3) 学生の受入について

- 2) 学科課程で、推薦志願者が多数いることは、高く評価されます。追跡調査をしていると思いますが、結果が良ければ、推薦枠を40%にすることを考えてよいと思います。
- 3) 平成17年度で、ビジネスコミュニケーション学専攻の推薦志願者がゼロなのが気になります。力のある学生が専攻科を希望するよう努めてください。
- 4) 各学科のアドミッションポリシーが記載されているが、どの学科にも共通する項目はあるはずですが？また、今後少子化に伴い推薦入学の枠を増やさざるを得ないと思われるが、指定校制度を採用することも一方法であろうと考えます。ご検討下さい。

4) 教育課程について

- 1) 必修科目に必修得と必修修とありますが、履修したとの証明が不明確になっている恐れはありませんか。
- 2) 専攻科のシラバスでは、1単位は45時間の学修内容からなることから、講義時間外の学習を考慮した記述が必要です。
- 4) 専攻科でMOT教育をねらうのは、良い試みです。もちろん、専門系だけを学ぶという学生にも、配置する必要はあります。

5) 本科の特徴ある教育について

6) 専攻科の特徴ある教育について

- 2) P65の4)において、“本質を考えさせる充実した内容の指導”と極めて重要なことが記載されていますが、具体的にはいかなる指導ですか？
- 9) 専攻科を設置したばかりであり、仕組みはできているが、今後の課題は研究テーマの設定ではないかと思う。高専の専攻科という意味付けから是非、企業との共同研究テーマを設定し、実践につなげて欲しい。
- 12) モノづくり面で地元の企業と協力できる実力を付ける必要がある
- 13) 専攻科ができて評価はこれからであるが、他流試合の出来る人材の育成をお願いしたい。

7) 教育の成果について

8) 教育改善システムについて

- 1) 授業評価アンケートを行っているのは良いのですが、その結果のフィードバックが弱いようです。P92-93の表の数値からは、著しい改善があったとは言えないと思います。
- 4) 教育改善はすべての教育機関の重要な課題です。学生による評価を教員にフィードバックし改善する訳ですが、どのような改善が図られたかを“具体的な方法”を挙げて示すことはできませんか？
- 16) 学校全体として社会的にどう評価され、どう変わろうとしているか積極的なPRをお願いしたい。

平成17年度第16回運営会議資料

(改善提案 13) 「教員の研究成果について」)

9) 学生の学習支援について

- 1) 私は高専のオフィサーは本当に必要かと疑問を持っているのですが、機能していますか。

10) 学生の厚生補導について

- 7) 地域連携の指導システムがさらに機能するために、高校や中学校の校長会との連携を積極的に進めて欲しい。

11) 学生の課外活動について

12) 学生寮の生活支援について

13) 教員の研究成果について

- 1) 紀要論文ではなく、学会誌の論文を増やすように努めてください。
- 2) 研究グループは、学科内だけでなく学科を越えて編成すると、より効果的だと思います。
- 4) 高専と言う必ずしも研究が主体ではない教育機関として、教員の成果はそれなりに評価できます。本学が語学に力を入れていることを考えると、将来専攻科の学生が日本で開催される国際会議で発表することも出てきます。その点を考慮すると、今後教員が少なくとも国内で開催される国際会議に参加して、研究発表する努力はして頂きたいと思います。
- 5) 教育・研究評価について次のような考え方が参考になれば幸いです。

1. 規定課題(全教員必須)
 - 教育A(本科・専攻科)
 - 研究A(口頭発表)
 - (教育Aに要求される研究水準の設定)
2. 自由課題(各教員は例えば、2項目を選ぶ)
 - 教育B(シナジー効果、もの作り、…)
 - 研究B(ジャーナルなど査読付論文を2～3年に1編)
 - 地域社会との連携
 - クラブ活動
 - 学生支援
 - ……

14) 外部からの研究資金獲得について

- 3) 研究資金獲得については、努力の状況が見られます。また P159 の 3.2 の(1), (3), (4)は 非常に評価できます。競争意識を持たせるような方策が高専、大学で求められています。ただ科学研究費に対する申請件数はさらに増やす必要があります。
- 9) この障害を取り払う為に、「何でも相談会」的な出会いの場を何度も作ってみることも必要ではないでしょうか。
- 10) 研究活動を推進していくには外部資金獲得が不可欠である。特に高専が地域において存在感をさらに拡大していく為には地域産業と結びついた研究が必要である。地域企業が求めているニーズの把握と研究受け入れ窓口の整備並びにPRが必要である。
- 12) 若い先生方と企業の若い研究者との交流など、お互いの信頼関係を時間をかけてつくり上げる仕掛けも必要と思う。
- 13) 専攻科が出来たので、企業の持つ問題点を研究テーマとして取り上げることもできると思う。まずアピールすることから進めて頂きたい。

15) 地域社会との連携について

- 11) 地域の産業振興施策に対応した地域貢献をあらゆる場を使って積極的に地域に情報発信をしていただきたい。
- 16) 地域連携事業との関わり方について、高専としての方針あるいは戦略を持つ必要があると考える。

16) 施設・整備について

- 8) 図書館の市民への活用をもっと積極的にアピールできればよいと感じた。
- 9) 専攻科の設置に伴い、新しく建物の建設や設備を導入されていますが、歴史の積み重ねと共に、施設の老朽化が目立ちます。予算を見ても、施設整備費が十分とは言えないように思えます。

(出典：運営会議会議録)

平成17年度第15回教員会議議事要旨

(教員への周知事項6)

平成17年度第15回 教員会議議事要旨

日 時 平成18年3月13日(月) 10時00分～15時15分(13:20～14:00 休憩)

場 所 大会議室

欠席者 島村(欠席)、大澤、松本、天野、三浦、梅澤

◎ 審議事項

教務委員会所管事項

(1) 平成17年度卒業認定

宮澤主事補から、卒業認定資料(資料1)の説明があり、各担任から学級概況等の説明があった後、機械工学科から順に学科ごとに審議し、次のとおり卒業を認定をした。

機械工学	33名	(・原級留置1名)
電気工学	41名	(・原級留置1名)
物質工学	37名	
物質環境工学	33名	
コミ情報	41名	
合計	185名	

(2) 平成17年度課程修了認定

宮澤主事補から、課程修了認定資料(資料2)の説明があり、リストアップされている担任等から学級概況等の説明があった後、機械工学科1年から順に学級ごとに審議し、次のとおり課程修了を認定をした。

1年機械工学	42名	(・原級留置1名、退学勧奨1名)
電気工学	42名	(・原級留置2名、退学勧奨1名)
物質工学	44名	
建設環境工学	41名	(・原級留置1名)
コミ情報	40名	
小計	209名	

* 次の資料訂正があった。

・ 建設環境工学1年「No.4 遠藤」の記載中の特記事項欄の(1年次留年は削る。)

2年機械工学	36名	(・原級留置2名)
電気工学	38名	(・原級留置1名)
物質工学	41名	
建設環境工学	37名	
コミ情報	41名	
小計	193名	

* 次の資料訂正があった。

・ 電気工学2年「No.20 根本」の微積分は60点とする。

3年機械工学	38名	(・原級留置3名)
電気工学	36名	(・原級留置2名)
物質工学	42名	(・原級留置3名、退学勧奨1名)
建設環境工学	37名	(・原級留置1名)
コミ情報	40名	
小計	193名	

4年機械工学	39名	(・原級留置3名、退学勧奨1名)
電気工学	40名	(・原級留置2名、退学勧奨1名)
物質工学	40名	(・原級留置1名)
建設環境工学	36名	(・原級留置2名)

平成17年度第15回教員会議議事要旨

(教員への周知事項6)

- 5 国際交流委員会所管事項
 - 平成18年度外国人留学生一覧及びチュータ
 - 大森委員長から、資料9に基づき、説明があった。
 - ・マレーシア留学生は、4/4に、いわきに到着する。(入学式には出られない)
- 6 参与会評価を受けての改善策
 - 佐東校長補佐から、資料(参与会が指摘した改善提案)に基づき、説明があった。
 - ・文科省が認めた資格試験による外部単位の認定に関して質問があり、佐東校長補佐が説明し、学生課長、事務部長が補足説明をした。
- 7 第45回入学式及び平成18年度編入学式並びに専攻か入学式実施要項
 - 庶務課長から、資料に基づき説明があった。
- 8 JABEE委員会所管事項
 - 青柳委員長から、資料12に基づき、第1回校内模擬審査実施要項について説明があった。
 - ・教員、技術職員は、2室以上を見学すること。
 - ・面接を受ける者には、持参するものについて連絡する。
- 9 その他
 - (1) 配付物：いわき民報記事「福島高専の挑戦No.17」
 - 佐東校長補佐から、配布説明があった。
 - (2) その他
 - ①菊地助手から、内地留学修了の挨拶があった。
 - ②石原助教授から、在外研究へ出向く挨拶があった。
 - ③大槻情報センター長から、新システムの説明会について案内があった。
 - ・3/24に説明会を実施する。詳細はメールで連絡する。
 - ④秋山学生主事から、平成18年度主事補に次の追加者が発表された。
 - 学生主事補 山田貴浩(電気工学科助手)
 - 柴田公彦(物質工学科助手)
 - ⑤庶務課長から、次について説明があった。
 - ・3/29に、いわき市との連携協力協定の締結を行う。
 - ・卒業式用リボンの配布説明
 - ・平成17年度国立高専教員顕彰の教員自己採点表が、会議室出口付近に配布用として準備されている。
 - ・本校教育功労者表彰の実施について説明
 - ⑥奈良教授、大隈教授、佐藤(恭)教授から退職の挨拶があった。

以上

- ◎ 会議終了直後に本年度の教育功労者表彰が行われ、次の4氏が受賞した。

受賞者 鈴木三男教授
 佐藤恭輔教授
 鈴木晴彦助教授
 原田正光助教授

以上

平成18年度第1回企画会議事要旨
(参与会提言に対する対応事項(1))

平成18年度(第1回)企画会議議事要旨

日 時 平成18年4月13日(木) 8:40～10:10

場 所 校長室

事項

- (1) 教員業績評価システムの構築に向けて
校長から、資料に基づき説明があり、事務部長から内容についての補足説明があった。(なお、意見等がある場合は、校長に申し出ることとした。)
- (2) 専攻科担当教員に関する要項(案)について
校長から、資料に基づき説明があり、事務部長から内容についての補足説明があった。
・専攻科担当教員は、5年に1回、学位授与機構の評価を受けることになる。
(なお、意見等がある場合は、校長に申し出ることとした。)
- (3) 福島高専における代議員及び過半数代表者の選出に関する要項(案)
庶務課長から、資料に基づき説明があり、校長及び事務部長から内容についての補足説明があった。
- (4) 現代GP及び特別教育研究経費について
会計課長から、資料に基づき、申請書等を提出した旨の報告があった。
① 平成18年度現代GPの申請(昨日提出し、文科省で受理された。)
② 平成19年度特別教育研究経費概算要求等(機構本部に提出した。)
- (5) ホームページ(トップページ部)の見直しについて(広報委員会からの依頼事項)
庶務課長から、資料に基づき、見直しについて説明があった。広報委員会から原案を提案してもらうこととした。
- (6) いわき市との協定に基づく連絡調整会議について
庶務課長から、4/24開催の市との会議の進捗状況について説明があった。また、連絡調整会議の本校メンバーを確認した。
- (7) その他
 - 1) 平成17年度福島高専協定会奨学金受給者及び贈呈式
庶務課長から、資料に基づき説明があった。
 - 2) 伊藤地域環境テクノセンター長から、資料に基づき「地域環境テクノセンター」の組織・運営等について説明があった。また、高等専門学校等を活用した中小企業人材育成事業に応募した旨の報告があった。
 - 3) 庶務課長から、席上配布資料(各種委員会の議事録等の取扱について)に基づき説明があった。(運営会議にも議題提出することとした。)

以上

平成18年度第1回企画会資料

(参与会提言に対する対応事項(1))

教員業績評価システムの構築に向けて (H18. 4. 13企画会)

1. システムの概要

- 教育(学生指導を含む。), 研究, 地域貢献, 管理運営の各項目について行う。
- 上記各項目には, 規定部分と自由部分を設ける。
- 規定部分については, 顕彰要項(*1)及びポイント制(*2)に基づく評価項目を用いて行う(各評価項目の概要別紙参照)。
- 自由部分の評価項目は別に定める(別添例参照)。

2. 適用時期

18年4月1日から実施する。

3. 今後のスケジュール

18年4月13日(木)	企画会(審議)
～	企画会(審議)
18年5月9日(火)	運営会議(審議)
18年5月30日(火)	運営会議(審議・決定)
18年6月7日(水)	教員会議(報告)

*1: 顕彰要項とは, 「高専教員顕彰実施要項」に基づく表彰を指す(注: 16年度及び17年度実施)。

*2: ポイント制とは, 「校長裁量経費(ポイント制)の配分方法及び審査・基準・評価方法等について」に基づく競争的研究費の配分を指す(注: 15年度, 16年度及び17年度実施)。

(出典: 企画会会議録)

平成18年度第1回運営会議議事録
(参与会提言に対する対応事項(1))

平成18年度第1回運営会議議事録

- 日時 平成18年4月18日(火) 17:10～19:00
場所 小会議室
事項
- (1) 教員業績評価システムの構築に向けて
校長から、資料1に基づき、内容の説明があった。
協議の結果、この内容の方向で進めていくこととするが、自由部門での意見があれば申し出ることとした。
なお、1ページの「1. システムの概要」の一行目を次のように改めることとした。
「○ 教育、研究、地域貢献、管理運営、学生指導の各項目について行う。」
 - (2) 専攻科担当教員に関する要項(案)について
校長から、資料2に基づき、内容の説明があった。
協議の結果、研究業績には特許を加えることとし、また、「第3-1 教育業績」については、校長が文面を検討し、修正することとした。
 - (3) 新教育課程編成ワーキンググループの発足について
渡辺教務主事から、資料3に基づき、報告があった。
なお、資格試験の特別学修については、本年度も文科省が認める学修を単位として認めることを確認した。
 - (4) 福島高专における代議員及び過半数代表者の選出に関する要項(案)
庶務課長から、資料4に基づき、説明があり、事務部長から内容についての補足説明があった。
要項(案)については、別表第1の組織欄に専攻科を加えることとし、教職員にこの案を示し、意見を求めてから制定することとする。
 - (5) 科学研究費補助金について
会計課長から、科学研究費補助金について報告及び説明があった。
1) 科学研究費に新たな種目が設けられた。(3月中に各学科に案内をしている。なお、応募は5月10日までとなっている。)
2) 18年度若手研究Bに三浦、柴田、島袋が内定となった。
3) 資料6に基づき、科学研究費補助金の不正使用の防止について説明があった。
 - (6) 現代GP及び特別研究費について
会計課長から、資料6に基づき、報告があった。
(現代GP及び特別研究費要求書を提出した旨の報告)
 - (7) 18年度の取組目標(事務部)
事務部長から、資料7に基づき、説明があった。
・19年3月の運営会議で達成について報告する。
 - (8) 各種委員会の議事録等の取扱について(お願い)
庶務課長から、資料8に基づき、内容の説明があった。
 - (9) その他
1) 「教員総覧2006」の作成について

平成18年度第1回運営会議議資料

資料 1

教員業績評価システムの構築に向けて (H18. 4. 18運営会議)

1. システムの概要

- 教育（学生指導を含む。）、研究、地域貢献、管理運営の各項目について行う。
- 上記各項目には、規定部分と自由部分を設ける。
- 規定部分については、顕彰要項（＊1）及びポイント制（＊2）に基づく評価項目を用いて行う（各評価項目の概要別紙参照）。
- 自由部分の評価項目は別に定める（別添例参照）。

2. 適用時期

18年4月1日から実施する。

3. 今後のスケジュール

18年4月13日（木）	企画会（審議）
～	企画会（審議）
18年5月 9日（火）	運営会議（審議）
18年5月30日（火）	運営会議（審議）
18年6月 7日（水）	教員会議（報告）

＊1：顕彰要項とは、「高専教員顕彰実施要項」に基づく表彰を指す（注：16年度及び17年度実施）。

＊2：ポイント制とは、「校長裁量経費（ポイント制）の配分方法及び審査・基準・評価方法等について」に基づく競争的研究費の配分を指す（注：15年度、16年度及び17年度実施）。

（出典：運営会議会議録）

資料11-2-①-6

平成18年度第4回運営会議議事録
(提言に対する対応改善案の決定)

平成18年度第4回運営会議議事録

日	時	平成18年6月7日(水) 15:45～15:55
場	所	小会議室
欠	席	根岸
特	席	早坂財務係長
事	項	

審議事項

(1) 平成18年度予算配分計画書(案)
会計課長から、資料2に基づき、配分計画について説明があり、提案どおり了承された。

(2) 事務部組織及び事務分掌規則の一部改正(案)について
事務部長から、資料3に基づき、一部改正内容の説明があり、了承された。

報告事項

(1) 教員業績評価システムについて
校長から、前回の提案について特に意見等の申し出がなかったため、教員業績評価システムは資料1のとおり決定した旨の報告があった。

以上

平成18年度第4回運営会議資料

資料Ⅰ

評価法改訂の要約

教員の業績評価については、参与会で得た意見を参考にして、規定部分と自由部分を設け、評価に弾力性をもたせる。規定部分は、概ね、高等教育、学生指導、研究、学校運営、地域貢献などへの高専の教員に期待される通常の貢献を表す。自由部分においては、福島高専が今後ますます個性化、活性化、教育・研究のさらなる高度化をしてゆくために、これらへの特別な貢献を重点的に評価するものとする。

規定部分においては従来から本校で行われている高専機構の提案による顕彰評価(教育と学生指導)とポイント制による評価(教育、学生指導、研究、地域貢献、学校運営、その他)を踏襲し、それぞれを60点、100点満点とする。

したがって規定部分は合計160点となる。自由部分の配点は60点(60点以上も可)を目安とするとし、評価全体は220点となる。評価全体の中で規定部分はおおよそ70%自由部分は30%となっているが、試行の結果を経て、この割合及び配点は進化させてゆくものとする。

平成18年6月6日

校長 安久正 紘

平成18年度第4回運営会議資料

福島工業高等専門学校における教員業績評価システムについて

(平成18年6月6日校長裁定)

1. 評価システムの目的

各国立高等専門学校は独立行政法人国立高等専門学校機構として再出発をし、本校も同機構に所属する一つの学校として新たなスタートを切った。

今後、機構は総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の評価を受けることとなり、各高専は第三者機関による認証評価に加えて自主的に日本技術者教育認定機構（JABEE）を受審することとなる。

特に認証評価やJABEE受審は、いずれも高等教育機関としての質の保障と向上を図るとともに、社会に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすためのものであり、これらの評価や受審を通じて教育・学生指導・研究・社会貢献等でそれぞれ活性化が図られ、各高専の質の向上にいかに関与されているかが最大のポイントとなる。

そこで、本校では、常に自らの教育・学生指導・研究・地域貢献等を自己点検・評価するシステムを完備し、その結果を個々の教員にフィードバックすることによって個々の教員の教育・学生指導・研究・地域貢献等を活性化させ、同時に組織として活力向上のためにいかなる戦略を構築し、そのフィードバックサイクルの結果として、本校全体の質の向上を図っているかが重要であり、その具体的な検証が求められる。

以上のことを背景として、本校が実施する教員業績評価の主たる目的は、以下のようになる。

- ① 第三者評価に耐えうる評価システムとして、透明性が高く、レベルの明確な評価尺度を持ち、自己改善の経緯が第三者にも理解できるようなシステムを構築し、社会に対する説明責任を果たすこと。
- ② 個々の教員にとっては、本校の教育理念の実現に向けた事項との関連で、自己目標の達成度を常に把握できるシステムとし、フィードバックの結果が自己改善につなげられるシステムとすること。
- ③ 評価結果は、個々の教員に通知するばかりでなく、本校全体の戦略目標の設定、及びその修正に役立つシステムとすること。

2. これまでの評価等システム

本校における教員評価は、校長裁量経費の配分を主目的として平成15年8月1日制定の「校長裁量経費（ポイント制）の配分方法及び審査・基準・評価方法等について」（以下「旧ポイント制」と略記）が実施されており、また機構による評価としては、教員の顕彰を主眼とした「国立高等専門学校教員顕彰実施要項」（以下

平成18年度第4回運営会議資料

「顕彰要項」と略記)が平成16年度から行われている。

旧ポイント制に基づく評価は、①教育、②学生指導、③研究、④地域貢献、⑤管理運営の各項目に分かれ、当該教員の自己申告・採点を下にその貢献度係数として各々35点、20点、20点、15点、10点の合計100点を満点としている。顕彰要項は、①教員の自己申請書の内容40点、②当該教員の教育業績自己採点20点、③教員の相互評価結果20点、④学生の投票結果20点の合計点は100点である。

一方、平成17年10月27日及び28日の両日に亘って実施された福島工業高等専門学校第1回参与会(外部評価)(以下「参与会」と略記)において、白鳥則郎委員(東北大学電気通信研究所教授)から「例えば、規定部分と自由部分をトータルしての評価を考えては」との意見もいただいている。

これら旧ポイント制による評価に基づく経費配分及び顕彰要項に基づく顕彰は、当然ながらその制定趣旨を異にしており並列的に同時対処することは十分可能である。しかしながら、旧ポイント制と顕彰要項では特に、教育、学生指導、管理運営及び社会貢献の各項目では一部重複した事項、あるいは互いに補完しあった方がよりよい事項がないわけではない。また旧ポイント制による経費配分にあつては、教員の相互評価あるいは学生による授業等評価が加味されていないなど、今後の検討課題とされるものもある。

3. 新たな評価の項目と評価の基準等

(1) 評価の基本的視点

高等専門学校を含む高等教育機関は、第三者機関も積極的に活用しながら自らの存在意義及び役割を検証すべき時代に至った。そのためには、自主的・自律的な機関(高専)評価を不断に行い、その自己評価結果に基づいて、自己改革に努めていくことが前提となる。その趣旨からして、本来自己評価は、高等教育機関にふさわしい高専像を自主的に確立するためのものであり、組織レベルでなされるべきものである。しかしながら、同時に高専の組織は、個々の教員の集合体でもあり、個々の教員の教育・研究等活動の評価抜きではその全体像を正確に把握することはできない。そのため教員評価の基本的視点として、各教員の諸活動に対する評価項目と、その評価基準を設定し、これに基づき個々の教員評価を実施することとする。

一方、教員評価の具体の検討に際しては、前述のとおり本校が平成15年度から実施している旧ポイント制、機構本部が平成16年度から行っている顕彰要項、及び参与会での意見等を踏まえた形で評価項目、評価基準を設定し教員評価を行う評価システムを構築することが現実的である。

(2) 評価システムの形態

平成19年度教育業績評価システム調査表

平成19年度 教育業績評価システム調査表(規定部分:ポイント制に基づく評価)				別紙2		
(学科名)		コード欄 □□□ (氏名)		コード欄 □□□		
事 項	点 数	記 入 欄	素 点	評価点	配分点	
(A) 教育(貢献度配分係数3.5)						
★①担当単位数(専攻科を含む)	6・5・4					
★②補習授業の実施(進学生・大学編入学)	5					
③顕著な教育成果	6					
④独自の教材等の開発(工夫状況)「資料添付」	6					
⑤教育方法の改善	5					
★⑥教育研修会等への参加	3					
★⑦公開授業等の実施・評価及び参加	3					
⑧企業訪問	5					
⑨卒業生への就職・進学支援	3					
⑩インターンシップ参加奨励	5					
★⑪教育活動の表彰	3					
⑫留学生への支援	3					
★⑬在学生の海外研修・留学支援	3					
★⑭学内表彰・大臣表彰	6・10					
計14項目	62					
(B) 学生指導(貢献度配分係数2.0)						
①違法行為指導(飲酒、喫煙、ギャンブル)	3・2・1					
②車両指導(車両通学・違法駐車・道交法)	3・2・1					
③容儀指導(頭髪・ピアス・制服・履物等)	3・2・1					
④マナー・礼儀指導	3・2・1					
(携帯電話、公衆道徳、言葉遣い、挨拶)						
⑤ボランティア活動支援	2・1					
⑥遅刻・欠席・欠課指導	2・1					
⑦掃除指導	2・1					
⑧アルバイト指導	2・1					
⑨クラス運営指導	2・1					
⑩クラブ・愛好会指導	3・2・1					
⑪試合・大会・コンテスト成果	3・2・1					
★⑫協会・連盟等の役員	2・1					
⑬合宿指導	2・1					
⑭寮当直指導	3・2・1					
⑮寮行事指導	2・1					
★⑯学生相談室担当	3					
⑰ヤケザルハラスメント担当・スクールセキリティー活動	2					
計17項目	42					
(C) 研究(貢献度配分係数2.0)						
★①学位の取得	5					
★②技術士の資格取得	5					
★③著作権の有無	3					
★④特許権の有無	3					
★⑤著作・論文(査読付)の発表	3・2・1					
(筆頭著者又は責任者、共著、翻訳)						
★⑥紀要・その他月刊誌への掲載	2・1					
(筆頭著者又は責任者、共著、翻訳)						
★⑦学会・研究会・セミナー等への参画	2					
★⑧学会発表(国際学会、国内学会)	3・2					
★⑨学会、研究会等の役員	3					
★⑩学会賞等の受賞	3					
★⑪科学研究費の申請・採択	3・2・1					
★⑫寄附金・委任経理金の有無	3					
★⑬その他外部資金の獲得	3					
★⑭共同研究の取組(外国含む)	3					
★⑮受託研究の取組	3					
★⑯プロジェクト研究担当	3					
計16項目	50					
(D) 地域貢献(貢献度配分係数1.5)						
★①出前授業の担当	3					
②学校開放の支援	3					
★③公開講座の担当	3					
④生涯学習のための参画、指導	3					
⑤企業、民間団体等への支援	3					
⑥産官学連携事業への参画	3					
★⑦技術相談担当	3					
⑧ボランティア活動	3					
⑨社会活動への参画、指導	3					
計9項目	27					
(E) 管理運営(貢献度配分係数1.0)						
★①3委員会委員に該当(各員)	3					
★②役職該当	3					
(3主事、校長補佐、専攻科長、学科長、センター長、主事補、担任)						
★③役職該当(本年度の主事補)	3					
★④管理運営への参画	3					
(3主事、校長補佐、専攻科長、学科長)						
⑤メディアによる本校PR活動等	5					
⑥本校の広報活動	3					
★⑦委員会等への自薦参加	3					
計7項目	23					
合計5事項・63項目・(貢献度配分係数100)	204					

注1) 原則として、過去2年間を対象とする。ただし★の付してある項目については、過去1年間を対象とする。
 注2) コード欄には、記入しないで下さい。

平成19年度教育業績評価システム調査表

平成19年度 教員業績評価システム調査表(自由部分:自己申告事項の例)				別紙3	
(学科名)		コード欄 □□□ (氏名)		コード欄 □□□	
事	項 (例)	点 数	記 入 欄	素 点	評価点
(1) 教 育					
①	効果的な授業方法の開発等	7・5・3			
②	「高専教育」掲載	7・5・3			
③	専攻科教育に新たな工夫等	7・5・3			
④	モノづくり教育に新たな発案等	7・5・3			
⑤	現代GPIに採択	10・7・5			
⑥	特別教育研究経費に採択	10・7・5・3			
⑦	学修単位化への尽力	7・5・3			
⑧	e-Learning教材の開発等	7・5・3			
⑨	海外協定校締結に尽力	7・5・3			
⑩	自学自習用教材の開発	7・5・3			
⑪	シナジー教育の実践例の発案等	7・5・3			
⑫	TOEIC公開テストの実施	5・3・1			
⑬	学生評価(ベスト10)	5			
⑭	学生評価(ベスト20)	3			
⑮	インターンシップ指導に尽力	3・1			
⑯					
⑰					
⑱					
(2) 学生指導					
①	機構表彰の被表彰者を指導	7・5・3			
②	高専機構「創造性を育む」を指導	7・5・3			
③	三大コンテスト指導(ロボコン、プロコン、デザコン)	5・3・1			
④	他のコンテスト指導	5・3・1			
⑤	学生の学会発表等を指導	7・5・3			
⑥	課外活動を指導	5・3・1			
⑦	卒研・ミニ研等を指導	5・3・1			
⑧	その他の企画	5・3・1			
⑨					
⑩					
⑪					
(3) 研 究					
①	論文掲載(和文)(筆頭著者、責任著者等を明記)	10			
②	論文掲載(英文)(筆頭著者、責任著者等を明記)	14			
③	科学研究費補助金の採択(30万以上)	10・6			
④	共同研究の受け入れ(30万以上)	10・6			
⑤	受託研究の受け入れ(30万以上)	10・6			
⑥	寄付金の受け入れ(30万以上)	10・6			
⑦	その他外部資金の受け入れ(30万以上)	10・6			
⑧	国際会議等にて研究発表の実施	14・12・10・8・6			
⑨	共同研究の実施	10・8・6			
⑩	学会賞等の受賞	10・8・6			
⑪	その他の企画	10・8・6・4・2			
⑫					
⑬					
⑭					
(4) 施設貢献					
①	新たな企画を実施	10・8・6・4・2			
②	共同テーマの設定の実践	10・8・6・4・2			
③					
④					
⑤					
(5) 入学者対策					
①	新たな入学者選抜方法等の発案・導入	10・8・6・4・2			
②	入試広報に係る成果	5・3・1			
③	入試委員会活動への貢献	5・3・1			
④					
⑤					
⑥					
(6) 管理運営					
①	三主事の職務附加による貢献	10			
②	校長補佐の職務附加による貢献	8			
③	学科長の職務附加による貢献	5・3			
④	専攻科長の職務附加による貢献	5・3			
⑤	委員会委員長の職務附加による貢献	5・3			
⑥	委員会委員の職務附加による貢献	3・1			
⑦	その他	5・3			
⑧					
⑨					
⑩					
(7) その他の本校の個性化・層別化・教育研究の高質化への貢献					
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					

注1) 原則として、過去1年間を対象とする。
 注2) コード欄には、記入しないで下さい。

(出典：平成19年度教育業績評価実施伺書)

(分析結果とその根拠理由)

本校では、外部機関等の有識者による外部評価委員会（参与会）を設置し、平成12年度と平成17年度に外部評価を実施しており、その評価結果については外部評価報告書として公表されている。外部からの意見・提言等については、積極的にその意見等を取り入れ、学校運営に反映させてきた。学内組織「点検及び評価検討委員会」を通してフィードバックさせる体制が機能し、具体例で示したとおり適切に管理運営に反映されている。

観点11－3－①： 自己点検・評価（や第三者評価）が高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、それらの評価結果が公表されているか。

(観点に係る状況)

本校では、平成5年に福島工業高等専門学校点検及び評価に関する規則を制定して点検及び評価に関する検討委員会を設置し、平成8年度に初めて自己点検・評価を実施した。その後、平成12年度、平成17年度に自己点検・評価を実施し（資料11－3－①－1）、外部有識者による外部評価（参与会）を受けてきた。実施状況については、評価結果をその都度報告書にまとめて公表してきている（資料11－3－①－2）。また、平成18年10月には第三者評価として「JABEE審査」を受審し、平成19年6月に認定を受けたところである（資料11－3－①－3）。本校では、平成16年度に専攻科が設置され、教育と研究の領域が大学の学部水準に準ずるまで拡大し、学生及び教員の成果は地域からも期待されていることから、本校の中期計画に沿った教育・研究水準の向上と社会への説明責任を継続的に果たすため、今後とも、定期的に「自己点検・評価」と「外部評価」を実施し公表していくこととしている。

資料11-3-①-1

平成12年度～平成17年度における「自己点検・評価」報告書（平成17年8月）

平成12年度～17年度における 「自己点検・評価」報告書



平成17年8月
国立福島工業高等専門学校

福島工業高等専門学校 平成12年度～17年度における「自己点検・評価」報告書

はじめに

福島高専は昭和37年に設置されて以来、40年有余にわたり有為な人材を社会に送り続けてきた。全国の55高専が平成16年4月に独立行政法人化され、国立高専機構が設置された。福島高専もこの機構に所属する一校として新たに出発している。全国の高専はそれぞれ個性化、活性化、さらなる教育研究の高度化を目指し、一斉にスタートラインに立った。福島高専も法人化されると同時に今後5年間の中期計画を発表し、この遂行に教職員一同力を合わせ邁進しているところである。ここでは、早期創造性教育も視野に入れたモノづくり実践教育による人材育成、地域の企業や行政との共同研究や受託研究など産官学連携による研究貢献、生涯学習、小中学校支援など本校の教育力を十分に発揮した地域への教育貢献など、福島高専の地域における存在をより強固で確かなものにしていくことを目指している。

法人化と同時に本校の念願であった専攻科の設置が実現した。専攻科の構成は3専攻で、機械・電気システム工学専攻（定員8名）、物質・環境システム工学専攻（定員8名）、ビジネスコミュニケーション工学専攻（定員4名）で、工学系の2専攻の他に全高専で初めてのビジネス系専攻が誕生した。法人化並びに専攻科の誕生を受け、また社会への説明責任と自己の質的向上を継続的に果たすために、今年度は自己点検評価を基に参考会による外部評価を、平成18年度には日本技術者教育認定機構によるJABEE審査を、平成19年度には学位授与機構による認証評価を受審することを決定している。これらの評価において、よい結果が得られるよう教職員一同努力しているところである。評価結果は公表し、本校の社会に対する透明性を高めると共に、評価結果を真摯に受け止め、次の中期計画の立案に向け、福島高専のさらなる発展の礎石にしてゆきたいと考えている次第である。

本報告書は平成8年および平成12年に実施した「自己点検・評価」後の経過について、平成12年度から現在までの「自己点検・評価」を行ったものである。

平成17年8月
校長 安久正紘

福島工業高等専門学校 平成12年度～17年度における「自己点検・評価」報告書

はじめに

外部機関による今後の評価	1
--------------------	---

Ⅰ 教育理念、学習・教育目標、養成する人材像

1. 教育理念	5
2. 学習・教育目標	5
3. 養成する人材像	5

Ⅱ 教育に関する評価

1. 教育組織、教育実施体制	7
1.1 組織機構	7
1.2 教職員の定員(定数)・現員の推移	11
1.3 年間行事予定	11
1.4 校務分掌と学級担任	13
2. 教員および教育体制	16
2.1 教員の配置	16
2.2 教員の採用	16
2.3 教育活動に関する評価システム	18
2.4 教育支援者	20
3. 学生の受入体制	21
3.1 本科課程	21
(1)アドミッション・ポリシー	21
(2)入学者選抜	22
(3)入学者対策活動	22
(4)その他(留学生・転入学生)	26
3.2 専攻科課程	27
(1)アドミッション・ポリシー	27
(2)入学者選抜	27
4. 教育内容および方法	29
4.1 教育課程	29
(1)本科課程	29
(2)専攻科課程	43
4.2 シラバス	48
4.3 特徴ある教育	50
(1)本科・専攻科課程	50
1)シナジー教育	50
2)創造性教育(PBL教育)	50

目 次

3)倫理教育	50
4)英語教育	51
5)インターンシップ	51
6)他の高等教育機関との単位互換	52
(2)本科課程	54
1)モノづくり教育	54
2)ミニ研究	56
3)セミナー	57
4)卒業研究	59
5)進路別教育	60
6)その他	61
①特別学修・資格支援	61
②e-ラーニング	62
③学科内統一テスト等	63
④その他	64
(3)専攻科課程	65
1)技術経営 (MOT) 教育	65
2)特別セミナー	65
3)特別研究	65
4)その他	65
5. 教育の成果	67
5.1 成績評価等	67
(1)本科課程	67
1)成績評価	67
2)単位認定	67
3)進級・卒業認定	67
(2)専攻科課程	72
1)成績評価	72
2)単位認定	72
3)進級・卒業認定	72
5.2 卒業研究・特別研究	74
5.3 資格取得状況	79
5.4 各種受賞	80
5.5 進路状況	82
6. 教育の質の向上および改善のためのシステム	87
6.1 学生による評価	87
6.2 卒業生・企業等による評価	97

福島工業高等専門学校 平成12年度～17年度における「自己点検・評価」報告書

・ 7. 学生支援	99
・ 7.1 学生の学習支援	99
(1) ガイダンス	99
(2) 自主的学習環境	100
(3) 支援体制	104
・ 7.2 学生の厚生補導	107
(1) 厚生補導	107
(2) 生活指導内容	110
(3) 交通指導	111
(4) 学校行事	112
(5) 学生相談室	113
(6) 保健管理	117
(7) 奨学金・授業料免除	118
(8) 学生指導のための研修会	120
・ 7.3 学生の課外活動	122
(1) 学生会	122
(2) クラブ活動	125
(3) 各種コンテスト状況	127
・ 7.4 学生寮の生活支援	129
(1) 学寮の組織、運営	129
(2) 寮生会	131
(3) 学寮の生活と年間行事	131
(4) 施設・設備	133
(5) 保護者との連携	134
7.5 学生の進路指導	134
7.6 国際交流	136
(1) 留学生	136
(2) 海外研修	138
・ III 研究活動に関する評価	140
1. 教員の研究活動と成果	140
2. 各センターの研究活動と成果	150
3. 研究費の財源とその配分	159
4. 外部資金の獲得	160
5. 在外・内地研究員	165
6. 研究活動の実施状況チェック、改善システム	166

目 次

・ IV 地域社会との連携	167
1. 産官学の連携事業	167
2. 学校の開放事業・公開講座	171
3. 教員の学外活動	176
4. 広報に関する事業	177
5. 福島高専協定会	179
V 施設・設備・財務に関する評価	180
1. 施設・設備	180
1.1 学内施設・設備整備状況	180
1.2 図書館・視聴覚室	184
1.3 情報処理教育センター	185
1.4 環境科学教育研究センター	186
1.5 地域交流センター	187
1.6 体育施設	187
2. 財務	188
2.1 財務基盤	188
2.2 財務計画	189
2.3 会計監査	191
VI 管理運営に関する評価	192
1. 管理・運営の組織	192
1.1 企画会	192
1.2 運営会議	192
1.3 教員・専攻科会議・各種委員会	192
2. 点検評価システム	193
2.1 自己点検・評価	193
2.2 外部評価	193
福島工業高等専門学校「自己点検・評価」委員名簿	198
あとがき	199

資料11－3－①－2

「自己点検・評価」報告書（平成17年8月作成）配布先等一覧

配 付 先	部 数
文部科学省（高等教育局専門教育課）	5
国立高等専門学校機構（総務課）	5
高等専門学校（国立、公立、私立高専）	6 2
外部評価用（参与会委員）	1 8
国立国会図書館（国内資料課）	5
大学（近隣国公立大学、私立大学）	8
学内配付（教職員）	1 2 0
保存用（本校図書館）	2
予備（事務資料用、来訪者用、次回作成資料用）	7 5
合 計	3 0 0

「参与会報告書」（平成18年1月作成）配布先等一覧

配 付 先	部 数
文部科学省（高等教育局専門教育課）	5
国立高等専門学校機構（総務課）	5
大学・学位授与機構	1
高等専門学校（国立、公立、私立高専）	6 2
大学（近隣国公立大学、私立大学）	7
参与会委員	9
国立国会図書館（国内資料課）	5
学内配付（教職員）	1 3 0
保存用（本校図書館）	2
予備（事務資料、来訪者用、次回作成資料用）	7 4
合 計	3 0 0

（注）「自己点検・評価」報告書、「参与会報告書」は、
本校ホームページ（URL <http://www.fukushima-nct.ac.jp>）に掲載済

（出典：総務課資料）

JABEE審査認定証



(分析結果とその根拠理由)

本校では、平成8年度、平成12年度、平成17年度に「自己点検・評価」を実施しているが、その都度点検及び評価に関する検討委員会において評価項目や実施方法等を検討し、総合的に自己点検・評価を行えるようにシステムが構築されている。実施内容についても「自己点検・評価報告書」、「外部評価報告書」として作成されており、外部に公表されている。

観点11－3－②： 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されているか。

（観点に係る状況）

本校では、点検及び評価に関する検討委員会が実施する「自己点検・評価」及び外部有識者が実施する「外部評価（参加会）」の評価結果、後援会総会、協力会総会、保護者との懇談会や学級委員長（学生）との懇談会等での意見・提言等についても学内の会議等で報告し（資料11－3－②－1）、関係組織にフィードバックさせ、改善が必要な場合は改善策を検討し具体化を図ることができるシステムとして「福島高専の内部改善システム」が構築されており（資料11－3－②－2）、いわゆるPDCAサイクルが実行されている。その具体例としては、観点11－2－①で記述したように、参加会（外部評価）の評価結果（教員業績評価システムに対する提言等）について、点検及び評価に関する検討委員会から企画会、運営会議、教員会議等へ報告がなされ、関係組織にフィードバックされて、具体的改善策を検討し改善を図っている（資料11－2－①－3～8）。また、学生の意見等を学校運営に反映させるため、学級委員長との懇談会を開催して意見交換を行い、その意見や提案等を関係組織で検討し改善を図っている。これらの結果報告は、教員会議で行われ、教員へ周知されるとともに、各教室にも資料を配付・掲示して学生に周知されている（資料11－3－②－3）。

資料11-3-②-1

平成17年度第8回運営会議議事要旨
(事項(6)の③)

平成17年度第8回運営会議議事要旨

- 日時 平成17年9月28日(火) 10:00～12:15
場所 校長室
事項
- (1) 平成17年度現代的教育ニーズ取組支援プログラム選定結果(通知)について
校長から、配付資料に基づき、報告があった。
 - (2) 「技術室」の組織見直しについて
事務部長から、資料に基づき説明がなされ、10月からの試行期間中に技術室運営委員会で検討し、答申することとした。
 - (3) 平成17年度「教育活動支援経費」の配分
校長から、配分について資料より報告があった。また、事務部長から学科により申告に差があることから、学科間の調整をした旨の説明があった。
 - (4) 福島高専における単位計算方法の見直しについて(案)
渡辺教務主事から、資料に基づき、高専設置基準の改正及び本校のカリキュラムの編成等について説明があった。
 - (5) 学内規則の一部改正について
事務部長から、安全衛生委員会、会計関係規則の一部改正等について資料に基づき説明がなされ、了承された。
・外国人留学生規則第11条(見出しも)は、現行どおりとし、「第11条」を「第8条」と改めることとした。
 - (6) その他
 - ① 学生委員会所管事項
秋山主事から、資料に基づき、教員会議(7/27)における警察情報の取り扱いに関する学生委員会再審議の結果事項ごとに説明があり、別紙の本年度の指導方針について了解した。
また、資料に基づき交通事故者、免許取得違反者、車両通学違反者についての指導報告があった。
 - ② 寮務委員会所管事項
山野主事補から、「帰省等による外泊許可願」様式の一部変更について説明があった。
 - ③ 佐東校長補佐から、「自己点検・評価」報告書ができあがり、配布説明があった。また、「添付資料」、「学生・教職員の活躍集(新聞掲載記事)」の作成について見本により紹介があった。
・10/4(火)に臨時運営会議を開催し、参与会説明者の予行演習をパワーポイントを使用して行うこととした。

以上

平成17年度第7回教員会議議事要旨

(事項9の②)

平成17年度第7回 教員会議議事要旨

日 時 平成17年9月28日(水) 13時30分～16時20分

場 所 大会議室

欠席者

渡部(順)(調)、庶務課長(調)、菊地(剛輝)、山田(燃謙)、大隈(健
謙)、押手(調)、松尾、高野、島村、川崎、酒巻、松本、島袋、青
木

◎ 審議事項

入学試験委員会所管事項

試験及び成績評価に関する規則の一部改正

渡辺主事から、資料1に基づき、説明がなされ、原案どおり了承された。

・平成17年4月1日適用とする。

◎ 報告事項

1 「技術室」の組織見直し

事務部長から、資料2に基づき概要説明があり、実施については今後、技術室運

営委員会で検討する旨の説明があった。

2 教務委員会所管事項

(1) 学生の異動

渡辺主事から、資料3に基づき退学者、休学者の報告があった。

続いて、森田(4建)・宮澤(1機)・山ノ内(5建)学級担任から補足説明

があった。

(2) 前期成績一覧表

宮澤主事補から、資料4の説明があった後、成績を学年ごとに見ていき、宮

澤(1機)・齋藤(3建)・内山(3コ)学級担任からコメントがあった。

また、4年電気一覧表(p36)が差し替えられた。

・宮澤主事補から、通知表の担任所見の記入等について連絡があった。

・渡辺主事から、再試験受験者については、10/3(月)9時に掲示する連絡が

あった。

(3) 後期始め行事予定

原田主事補から、資料5に基づき説明があった。

・10/5 基礎学力標準試験の場所は、教務委員会で調整することとした。

(4) 秋季学級懇談会

原田主事補から、資料6に基づき説明があった。

(5) 特許検索講習会実施要項

渡辺主事から、資料7に基づき説明があった。

(6) 高専の単位計算方法の見直しについて

渡辺主事から、資料8に基づき説明があった。更に、校長から各学科で議論

してほしい旨のコメントがあった。

(7) その他

① 渡辺主事から、次の連絡があった。

・本日17時に教室を開錠する。

・9/29の集会では、学生に制服を義務づけない。

3 学生委員会所管事項

(1) 学生の生活指導

初めに、秋山主事から、7/27 教員会議における「定期試験に係る場合の学生指

導に在り方等」について「委員会審議結果」が報告され、本年度の指導方針が説明

され、了解された。(警察情報に限る指導方針は、前回のとおりとする。)

続いて、同主事から資料9に基づき生活指導等をした下記学生の指導処置につ

いての報告があった。

5機・・・・(運転免許取得違反) 3日間自宅謹慎

5電・・・・(車両通学違反) 3日間自宅謹慎

ME専攻1年・・・・(交通事故) 12日間自宅謹慎

ビジ専攻1年・・・・(深夜徘徊) 2日間自宅謹慎

4物・・・・(深夜徘徊) 2日間自宅謹慎

4建・・・・(深夜徘徊) 2日間自宅謹慎

平成17年度第7回教員会議議事要旨

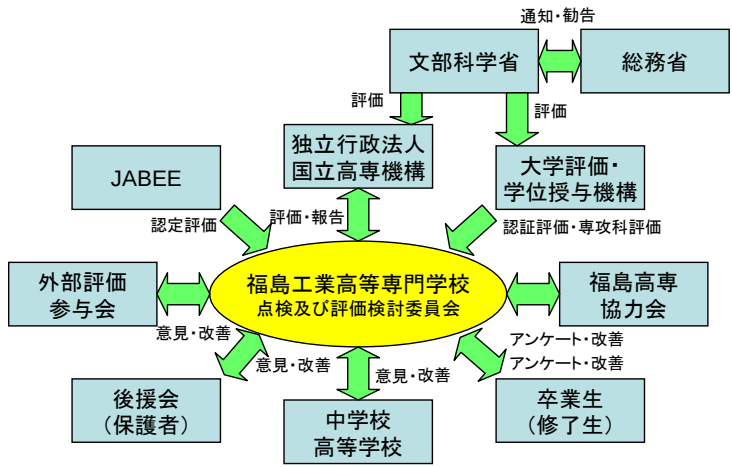
(事項9の②)

- 4 建・・・(深夜徘徊) 2日間自宅謹慎
- 4 建・・・(深夜徘徊) 2日間自宅謹慎
- (2) 交通関係
 - 秋山主事から、資料9・10に基づき、車両通学許可者、運転免許取得者等の報告があった。
- (3) 学生会関係
 - 鈴木主事補から、高専祭の準備状況について報告があった。
- (4) 体育関係
 - 木原主事補から、次について説明があった。
 - ① 9/28に夏期合宿が終了した。
 - ② 体育賞受賞者(資料11)
 - ③ 校内体育大会(添付資料)
 - ④ 東北地区高専ラグビー大会の学生補助員
- (5) 平成17年度特別表彰
 - 鈴木主事補から、資料12により説明があり、表彰は集会時に行うこととした。
- (6) その他
 - 秋山主事から、夏季休業中に次について指導した報告があった。
 - ・ 茶髪の子
 - ・ 図書館廻りに自動車を駐車した学生(専攻科生)
- 4 寮務委員会所管事項
 - (1) 寮生の生活指導
 - 山野主事から、本日から後期宿直が始まること及び帰省等における外泊許可願の様式の一部を変更したことについて説明があった。
- 5 FD委員会所管事項
 - (1) 授業改善計画書
 - 山ノ内委員長から、資料13に基づき説明があった。
 - (2) 相互受儀容参観・FD研修会
 - 山ノ内委員長から、資料14に基づき説明があった。
- 6 JABEE委員会所管事項
 - JABEEの進捗状況
 - 青柳委員長から、進捗状況の説明があり、次について説明等があった。
 - ・ 次回に受審スケジュールを提出する。
 - ・ エビデンスについて再確認の意味で説明をした。
- 7 TOEIC委員会
 - 平成17年度第2回TOEIC-IPテスト実施要項
 - 西山委員長から、資料15に基づき説明があった。
- 8 平成17年度独立行政法人国立高等専門学校機構高等専門学校教員研修会
 - 笠井教員から、資料11に基づき報告があった。続いて、齋藤教員から参加した感想等が述べられた。
- 9 その他
 - ① 配布物：いわき民報記事「福島高専の挑戦No.11」
 - 佐東校長補佐から、掲載説明等があった。
 - ② 佐東校長補佐から、「自己点検・評価」報告書の配布説明があった。
 - また、参学会日程、参予について説明があり、10/19教員会議で説明者が発表予定を行う連絡がなされた。
 - ③ 佐東校長補佐から、高専ロボコン大会の課題及び本校参加ロボットの製作の進捗状況等について報告があった。

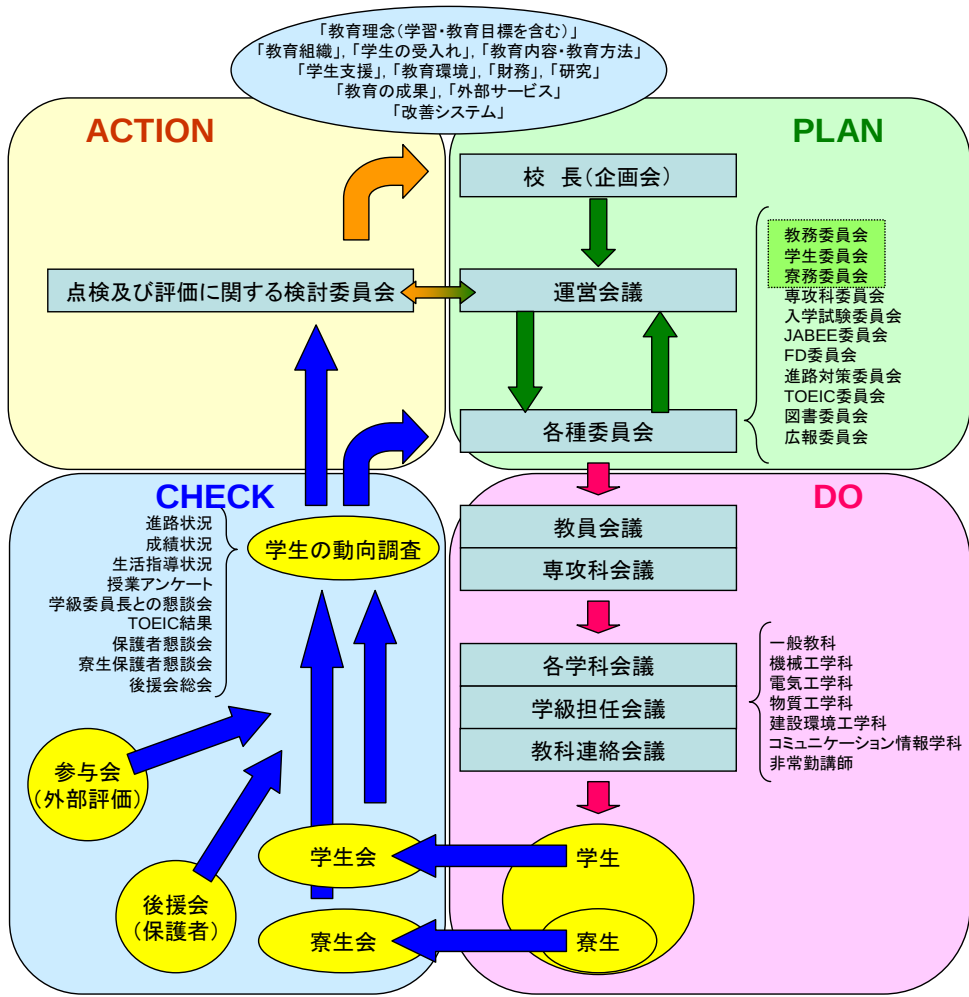
以上

福島工業高等専門学校改善システム

資料11-3-②-2



福島高専の外部改善システム



福島高専の内部改善システム

(出典：JABEE点検書)

平成17年度第5回教員会議議事要旨

(◎報告事項 (2))

平成17年度第5回 教員会議議事要旨

日 時 平成17年6月29日(水) 15時15分～17時40分
 場 所 大会議室
 欠席者 渡部(順)(嗣)、濱崎、鈴木(茂)、菊地(桃華)、伊藤淳、三浦
 遅刻者 鈴木(三)
 途中退席 会計課長

【議事概要】

審議の前に、事務部長から、渡辺会計課長が7月1日付け人事異動で、徳島大学の研究協力課長に転出される紹介があり、同課長から挨拶があった。

◎ 報告事項

1 教務委員会所管事項

(1) 平成15年度再試験結果

渡辺主事から、資料1に基づき合否結果の報告があり、宮澤前担任から補足説明があった。

(2) 学級委員長との懇談会結果

原田主事補から、資料2に基づき報告があった。

(3) 夏季休業前後の行事

原田主事補から、資料3に基づき報告があった。

(4) 平成17年度4年生校外実習事前指導会

原田主事補から、資料4に基づき報告があった。

(5) その他

渡辺主事から、次について報告等があった。

① 前期中間試験(6/14)において、5年建設の学生1名について、携帯電話不適切使用と判断し、定期試験における不正行為とした。

② 特別活動の年間計画表を7/22までに教務係に提出するよう学級担任に連絡がなされた。

2 学生委員会所管事項

(1) 学生の生活指導

森田主事補から、資料5に基づき、生活指導をした学生についての顔末報告があり、続いて、秋山主事から指導処置について報告があった。

1 建・・・・(喫煙)無期自宅謹慎(3週間目途)

5 建・・・・(定期試験の不正行為)無期自宅謹慎(2週間目途)

3 電・・・・(パソコンの不適切使用)指導訓告

(2) 交通関係

押手主事補から、資料6に基づき、自転車による交通事故等の報告があった。

(3) 学生会関係

鈴木主事補から、資料7に基づき、高専祭委員会役員名簿及び高専祭の統一テーマを募集する旨の説明があった。また、東北地区高専体育大会のポスターの配布等について報告があった。

(4) 体育関係(第42回東北地区高専体育大会参加者一覧)

木原主事補から、資料8に基づき、説明があった。

(5) 秋山主事から、次について報告等があった。

① 6/20 いわき中央署暴走族根絶設立大会に出席した。この中で、警察署長から各校に、最近、女子生徒・学生が襲われる事件が多発しているの、各校長名で保護者に文書で通知してほしい旨の依頼があり、本校では学級担任を経由して保護者に連絡する対応をした旨の報告があった。

② 校内でスケートボードや麻雀をしている話がある。また、高学年棟廊下に穴

平成17年度第5回教員会議資料
(管理運営関係部分の抜粋)

(平成17年6月29日教員会議提出資料 抜粋)

平成17年度 学級委員長との懇談会結果報告

平成17年6月22日(水) 15:15~17:30

I. クラスからの懇談要望事項に対する回答

3. 授業上の施設設備に関すること

301. 設置してある空調設備の効果の確認をしてほしい。(3C)
【回答】夏用に切り替え済みであるが、効果はあまり期待できない装置のようである。
302. 教室のドアを、開けて止めたままにしておくことができるようにしてほしい。(1C)
【回答】現状を調査し対策を検討する。
303. 窓を開けても風が入ってこないときがあるので、扇風機をつけてほしい。(4M)
304. 暑さ、湿度調整のため、冷房を設置してほしい。(1M, 1E, 1I, 2C, 2I, 3E, 3I, 4M, 4C)
【回答】今年度、夏季の暑さ対策については現在検討中である。
305. 実験室の床や実験台が古くて実験に支障があったり、ドラフトが古く床の傾斜がきついため実験しにくい、物質工学科の実験室の改修を検討してほしい。(3C)
【回答】校舎改修を要求している。
306. 武道館の更衣室につながる階段が揺れるので修理して頂きたい。(1E)
【回答】体育施設全体を考慮し修理していく予定である。
307. 視聴覚室の椅子が破損しているものもあり、危険なので修理してほしい。(5I)
【回答】修理する。
308. コミ科高学年の机が小さいので、大きくしてほしい。(3I)
【回答】更新の方向で検討します。ただし予算が伴うのですぐには難しい。
309. マルチメディア室の長机が揺れて作業しにくいので、調整してほしい。(1I)
【回答】特に授業に差し支える机は見あたらなかった。余りひどいときは後方にある予備の机と交換してほしい。
310. 教室の机が壊れかけていて危ないので、直してほしい。(1I)
【回答】修理を依頼している。
311. 1コマ教室の長机が広くて使いやすいので、全ての教室で使いたい。(1I)
【回答】高学年の机を更新時にコミ科の先生と検討する。
312. 教卓をもっと低いものに変えてほしい。(高すぎて見えない)(1M)
【回答】若干黒板の下に掛かるが、見えない程でもないようである。場合によって教壇の下に置くなど対処してほしい。
313. ゼミ室の黒板を低学年棟にあるような黒板に取り替えてほしい。(5C)
314. 黒板をホワイトボードにしてほしい。(5E)
315. 高学年棟の黒板も低学年棟のように、上下に移動するものを設置してほしい。前列に席のある者は、黒板の下の方に書かれた文字が読みにくい。(4E)
【回答】改修時でないと交換は予算的に無理である。
316. 黒板消しクリーナを更新してほしい。(5E)
【回答】別なクリーナと交換済みである。
317. 教室の前(黒板の脇)にも掲示板を設置してほしい。(1M)
【回答】年次計画で検討したい。
318. ロッカーを大きなものに変えてほしい。(1M, 1C)
319. 教室のロッカーが小さすぎて荷物が入らないので、収納スペースを用意してほしい。(3C)
【回答】現在の教室の大きさでは今のロッカー以上は無理である。

平成17年度第5回教員会議資料

320. 教室に暗幕を付けてほしい。(2C)

〔回答〕暗幕を付ける理由がわからない。プロジェクターが見えないとしたら担当教員へまず言ってほしい。

321. 高学年棟教室の床が歪んでいる。その近辺に席のある学生は常に机が不安定で、勉強への集中が出来ない。机の改良だけでは対応できないと思う。(4E)

〔回答〕調査のうえ対応したい。

322. 第一体育館に暗幕を設置してほしい。(5E, 5K)

〔回答〕授業では特に必要としていない。クラブで検討してほしい。

323. 第1グラウンドが異常に固いので、土質を改善してほしい。(5E)

〔回答〕グラウンド全体の水はけの問題が大きな原因であるが、体育科の予算の範囲内で土を入れることは検討する。

324. 第1グラウンドの照明が弱い。ちゃんとしたものがほしい。(5K)

〔回答〕費用のこともあるが、前向きに検討していく。

325. 武道館のシャワーを修繕してほしい。(5E)

〔回答〕管理上のことから、温水シャワーの設置・修理は考えていない。

326. 図書館を日曜日や祝日にも利用させてほしい。(3C)

〔回答〕日曜閉館については、土曜日の利用者数は試験前に集中していること、閉館に伴う予算と人員の確保、軽音楽愛好会の練習時間などとの関係もあり、全ての日曜の開館ではなく特定の日曜日に利用可能とする。あるいは学習スペースを提供するなどについて検討したい。

327. 夏休み期間（特に9月）は図書館を開放して欲しい。(3I)

〔回答〕9月は開放する。ただし、8月の中旬は休館とする予定である。

328. 図書館のコピー機を増やしていただきたい。(昨年度の検討結果を教えてください。)(4K)

329. 試験前になるとコピー機が混雑するので何とかしてほしい。(5K)

〔回答〕利用量から検討したが、増設すると基本料金が増え、1枚当たりの単価を値上げしなければならなくなる。混雑は、一時的なものであるので計画的に利用してほしい。

330. 視聴覚室に時計がなく不便な教室が多いので、全ての教室に時計を設置してほしい。(5I)

〔回答〕共通で行う教室等には設置する。実験等で使用する各科の部屋については学科での判断となるので、直接各学科に申し出てほしい。

331. 学生ホールでビデオだけでなくDVDも観ることができるようにしてほしい。(5E)

〔回答〕設置へ向けて検討する。

332. 情報センターの使用可能時間を長くしてほしい。(2E)

〔回答〕現在情報センター（情報基礎演習室）は、火曜、木曜：17:15～19:15 使用可能、土曜：9:00～16:00 使用可能となっているが、この時間は学生アルバイトによる演習室管理を行っている。したがって、時間外開放は学校の予算に係わる問題となる。現在、(a)月曜、火曜、木曜、金曜を17:15～19:15と使用可能にしたい[すなわち1週間のうち2日増し]、(b)土曜日は従来どおり使用可能としたい、の2点を学校側に要求しているところであり、学校側では、予算が情報センターの時間外開放にまわせるかどうか検討中である。なお、今でも、情報センターにセンター員の先生がいる場合は、その先生の好意である程度融通をきかせて時間外使用もできるように考慮している。

333. 情報センターパソコンソフトを更新してほしい。(1M)

〔回答〕演習室の機器（ハード・ソフトとも）は5年間レンタルであり、1回更新すると基本的には5年間はほとんど同じ環境で使いなくてはならない。次回の更新時期は平成18年2月であり、現在演習室機器更新の準備を進めているところである。

334. 情報センターのプリンタをカラープリントできるようにしてほしい。(3I)

〔回答〕次回の演習室更新時期は平成18年2月でありこの機器更新の際に、演習室にカラープリンタを導入する方向で検討する。ただし、プリンタの場合、導入費用とともにランニングコスト（インクジェットプリンタならばインクカートリッジ代等）の予算の問題があるので確実に導入できるかどうかは分からない。

335. 情報処理センターの印刷機を利用する際の、使用許可枚数を増やしてほしい。(5I)

〔回答〕現在は、半年で一人70枚と制限している。これでも1000人の学生が全員この枚数印刷するとなると7万枚となり、この分の紙代、インクカートリッジ（or トナー）代も相当なものになる。「全く自由に使用可能」とすると、無駄な印刷が多く

なり、またその無駄な印刷をした紙をそのままにして持っていけない学生も多く出ると予想される。実際に、現在でも、間違えて印刷した紙が散乱していることも時々ある。情報センターでは、予算との関係もあり、だいたいこのあたりで大丈夫であると判断して現在の制限をかけている。学生は、本当に必要なものを、何度もこれで印刷してもよいということを確認して印刷をかけてほしい。それでも本当に教科の勉強のためにもっと必要であり、70枚では足りないという意見が教科担当の先生から上がってくれば考慮したい。

336. LL教室を昼休みも開放して使用できるようにしてほしい。(4I, 5D)

【回答】管理上開室はできない。放課後開室を利用して下さい。

337. LL教室のパソコンに辞書を入れてほしい。(5E)

【回答】現在は予算が無く難しい。

338. 部活や勉強などで遅くなった時、合宿センターを開放してほしい。(3C)

【回答】災害などによる非常時を除いては無理である。課外活動も含めて、学生の生活管理や帰宅の安全性を考慮して現在の授業時間外の校舎施設・設備の使用時間を設定している。自宅通学の学生は毎日帰宅し、保護者に1日を報告し、生活を共にするべきである。いくら勉強とはいえ、帰宅できないほどの時間まで学校にいる義務はない。帰宅できるまでの時間で勉強は切り上げるべきだし、また規定の時間以上に部活動をしているのであればそちらの方が問題である。もし遅くなると帰宅できないというほどの遠距離からの通学であれば、入寮を申込み、自分の責任でアパートを借りることを考えてほしい。

339. 音楽室のピアノの調律などメンテナンスをしっかりとしてほしい。(5E)

【回答】音楽室のピアノは4年前に古くなり調律が難しくなったので1台購入した。このとき古いピアノは廃棄するのはもったいないので廃棄をしなかった。どちらとも年1回調律等メンテナンスをしているが、古いピアノの調律後の維持は難しいのが現状のようである。

340. ホール部分にも燃えるゴミのゴミ箱を設置して欲しい。(1C)

【回答】ゴミを出さない方針でなるべくゴミ箱をおいていない。協力をお願いしたい。

341. 掃除用具を増やしてほしい。(2E)

【回答】不足がある場合は用度係へ申し出てほしい。

342. 床をきれいにするための洗剤等を教室に配布してほしい。(2E)

【回答】OAフロアなので液体は極力使用できないため良い方法を検討する。

343. 掃除用具のなかの掃除機はなくてもよいのではないかな。(4I)

【回答】他のクラスの現状を確認して使用しないで清掃ができるのなら引き上げる。

344. 学校をもっときれいにしたいのに、ゴミを投げ捨てたり、コンビニゴミのポイ捨てが目立ったりするので、低学年棟の周辺など外のゴミが増えないように掃除などの回数を増やした方がよい。(3C)

【回答】教室や校内の環境整備については今年度教務委員会の努力目標として、力を入れて取り組んでいきたいと考えており、大掃除後の教室巡回点検からはじめています。校舎周辺の美化についても、学生環境委員と相談し、構内美化にも積極的に対応していきたい。学生諸君は、毎週水曜日の大掃除日には校舎外の各クラス分担箇所についてもゴミ拾いを徹底してほしい。

345. 古紙回収用のゴミ箱を設置して、紙パックなどを分別回収した方がよい。(3C)

【回答】古紙、古雑誌等はまとめて梱包し、管理棟北側の集積場において欲しい。紙パックは自動販売機の回収箱に入れて欲しい。

346. ゴミの分別を細分化してほしい。ペットボトルと缶が一緒なのは納得がいかない。(5E)

【回答】本校のゴミの分別は、各家庭で行っている分別と異なっており、違和感を持つ学生も少なくないと思われるが、ゴミ減量化と併せて分別回収などゴミ処理は社会的な問題であり、教育機関としても考えていかなければならない問題である。今後、改善を検討していきたい。

環境センター運営委員会でも、学生環境委員とも相談し現在よりも分別を徹底させる方向で検討したいと考えている。

(分析結果とその根拠理由)

本校では、評価・改善システムが整備されており、そのシステムが効果的に機能し、委員会等組織の見直し、専攻科の設置、教員に対する評価システムの改善、JABEE受審等の結果に成果として表れてきている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・学内組織としての企画会、運営会議、教員会議、専攻科会議及び各種委員会等が管理運営組織として整備され且つ機能的に配置されており、校長のリーダーシップの下で効果的な意志決定が行われている。
- ・校長を補佐する体制として、副校長（主事、専攻科長）4名、校長補佐3名が配置され、また、企画会、運営会議、各種委員会等には事務部も構成員として参画しており、校長を支援する体制が全学的に整備されている。
- ・外部有識者による外部評価においても、評価結果を公表して内部組織にフィードバックさせ、管理運営に反映させるシステムが構築されている。

(改善を要する点)

- ・有識者から意見を聴取する参与会と、評価を主たる任務とする外部評価を別組織とし、参与会は年に複数回開催し、本校の運営全般の改善に役立てるなど、さらなる改善が必要である。
- ・外部評価を学校運営にさらに反映させるために「福島高専改善システム」を組織化して有効に機能させることが必要である。

(3) 基準11の自己評価の概要

本校の管理組織については、校長をトップに学校教育法施行規則の規定に基づく「主事」や学内規則に基づく「校長補佐」、「専攻科長」、「専攻長」、「学科長」、事務部長等の人員配置の下に組織されている。また、本校の運営組織としては、校長、企画会、運営会議、教員会議・専攻科会議、各種委員会等が系列的に組織され、それぞれ関係する規則等も整備され役割が明確になっている。

本校では、運営会議を本校の意志決定機関として位置付けており、学校運営における意志決定が効果的に行えるよう体制が整っている。さらに、校長指揮の下に学校全体に係る重要事項の企画・立案、調整を担当する企画会を配置し、校長が全体を把握しリーダーシップを発揮できる態勢がとられており、管理運営組織として効果的に機能している。評価に関しては、平成5年度に点検及び評価に関する規則を制定し、点検及び評価に関する検討委員会を中心に平成8年度、平成12年度、平成17年度に自己点検評価を実施している。平成12年度、平成17年度には外部評価も受け、評価結果についてはその都度報告書を作成し外部に公表しており、評価に基づく意見や提言等については、学内に構築されているシステムを通して検討され、改善が図られている。

本校の評価システムとしては、自己点検・評価、外部有識者による外部評価（参与会）のほか、後援会総会、保護者懇談会、協力団体・企業・卒業生等からのアンケート評価、学生による評価等があり、これらの評価結果や意見・提言等についても学校運営に反映させているが、さらに充実させるた

めに「福島高専改善システム」を有効に機能させるための組織化が重要である。また、参与会の開催数を多くして外部の意見を積極的に取り入れることが必要となる。